

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十六年十二月二十九日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君 理事 木野 晴夫君
理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君
理事 山下 元利君 理事 廣瀬 秀吉君
理事 松尾 正吉君 理事 竹本 孫一君
理事 上村千一郎君 理事 奥田 敬和君
理事 木村武千代君 理事 倉成 正君
理事 佐伯 宗義君 理事 坂元 親男君
理事 地崎宇三郎君 理事 中川 一郎君
理事 中島源太郎君 理事 原田 憲君
理事 坊 秀男君 理事 松本 十郎君
理事 三池 信君 理事 村上信二郎君
理事 毛利 松平君 理事 森 美秀君
理事 山口シヅエ君 理事 吉田 重延君
理事 吉田 実君 理事 阿部 助哉君
理事 佐藤 觀樹君 理事 平林 剛君
理事 藤田 高敏君 理事 堀 昌雄君
理事 山中 吾郎君 理事 貝沼 次郎君
理事 伏木 和雄君 理事 二見 伸明君
理事 伊藤卯四郎君 理事 寒川 喜一君
理事 小林 政子君

昭和四十七年二月三日(木曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

宇野 宗佑君 倉成 正君
佐伯 宗義君 地崎宇三郎君
中島源太郎君 丹羽 久章君
坊 秀男君 森 美秀君
山下 元利君 佐藤 觀樹君
広瀬 秀吉君 山中 吾郎君
松尾 正吉君 寒川 喜一君
松尾 正吉君

税制及び税の執行に関する小委員長

金融及び証券に関する小委員

上村千一郎君 奥田 敬和君
木村武千代君 中川 一郎君
藤井 勝志君 松本 十郎君
村上信二郎君 毛利 松平君
吉田 実君 平林 剛君
広瀬 秀吉君 堀 昌雄君
二見 伸明君 竹本 孫一君
金融及び証券に関する小委員長 藤井 勝志君

財政制度に関する小委員

奥田 敬和君 木野 晴夫君
坂元 親男君 原田 憲君
松本 十郎君 三池 信君
山口シヅエ君 吉田 重延君
阿部 助哉君 藤田 高敏君
堀 昌雄君 貝沼 次郎君
岡沢 完治君 小林 政子君
財政制度に関する小委員長 木野 晴夫君

昭和四十七年二月三日(木曜日) 午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君 理事 木野 晴夫君
理事 宇野 宗佑君 理事 藤井 勝志君
理事 丹羽 久章君 理事 廣瀬 秀吉君
理事 山下 元利君 理事 奥田 敬和君
理事 竹本 孫一君 理事 中島源太郎君
理事 上村千一郎君 理事 佐伯 宗義君
倉成 正君 佐藤 觀樹君
坂元 親男君 三池 信君
松本 十郎君 吉田 重延君
森 美秀君 吉田 實君
吉田 実君 佐藤 觀樹君

堀 昌雄君 山中 吾郎君
貝沼 次郎君 二見 伸明君
岡沢 完治君 小林 政子君
出席國務大臣 大蔵 大臣 水田三喜男君
出席府政委員 大蔵政務次官 田中 六助君
大蔵省主計局次 長岡 實君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省理財局長 橋口 收君
大蔵省証券局長 坂野 常和君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

一月三十一日 補欠選任
伊藤卯四郎君 岡沢 完治君

昭和四十六年十二月二十九日

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出、第六十五回国会衆法第二号)
公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出、第六十五回国会衆法第三号)
貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外四名提出、第六十五回国会衆法第三四号)

同月三十日

沖繩振興開発金融公庫法案(内閣提出、第六十七回国会閣法第四号)
七回国会閣法第四号)
昭和四十七年二月一日
労働保険特別会計法案(内閣提出第一号)

国際経済環境の改善に資するための乗用自動車に対する物品税の特例に関する法律案(内閣提出第五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件
国政調査承認要求に関する件
昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件
国の会計、税制及び金融に関する件(財政金融の基本施策)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

国の会計に関する事項
税制に関する事項
金融に関する事項
証券取引に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
専売事業に関する事項
印刷事業に関する事項
造幣事業に関する事項
の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行なうため、議長に対し、国政調査承認要求を行なうこととし、その手続につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○齋藤委員長 次に、小委員会設置に関する件についておはかりいたします。

先刻の理事会で協議いたしましたとおり、それぞれ小委員十四名よりなる税制及び税の執行に関する小委員会、金融及び証券に関する小委員会、財政制度に関する小委員会を設置することとし、各小委員及び小委員長は、委員長において指名いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長は、追って公報をもって指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○齋藤委員長 国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、水田大蔵大臣より、財政金融の基本施策について所信の説明を求めます。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 今後における財政金融政策につきましては、先般の財政演説において、その基本的な考え方を明らかにしたところでありますが、本委員会において、関係法律案の御審議をお願いするにあたり、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

私は、最近における内外経済情勢の大きな変化にかんがみ、今後の財政金融政策の運営にあたつ

ては、わが国の充実した経済力を活用して、福祉社会の建設を進めると同時に、国際経済との調和をはかり、もって均衡のとれた成長を期することをその基本といたしたいと存じます。

まず、福祉社会を建設するために、次のような施策を講じてまいりたいと存じます。

第一に、住宅をはじめ、上下水道、公園、緑地等の生活環境施設を中心とした社会資本の整備を積極的に進めていくことであります。

第二に、経済成長の成果が社会のすべての人々に対して、十分に行き渡るようにするために、国民各層の強い連帯感にささえられた社会保障を充実していくことであります。

第三に、消費者物価の上昇、公害の発生など、これまでの成長過程において生じてきたひずみ現象を是正していくことであります。

消費者物価の安定のためには、輸入政策を積極的に活用する一方、低生産性部門や流通機構の近代化、合理化を含め、経済活動の効率を一そう高めていかなければなりません。産業公害の防止につきましても、税制上、金融上の優遇措置により、企業の努力を支援してまいりたいと考えております。

次に、今後の国際経済との調和をはかるために、まず第一に重要なことは、国際通貨体制の安定強化のために積極的な役割を果たすこととあります。わが国は、昨年末多国間の通貨調整の一環として、これまでの一ドル三百六十円の対ドル基準レートを改定して、一ドル三百八十円にいたしました。この結果、世界各国は、対外取引の安定を一応取り戻すことになりましたが、わが国としては、今後とも関係諸国と相協力して、国際通貨体制の残された諸問題の根本的な解決のために努力してまいります。

第二に、ガットその他の場を通じて、自由無差別な貿易の促進を強く呼びかけると同時に、わが国の経済力や国際的地位にふさわしい経済の国際化を一そう推進し、保護貿易主義や経済ブロック化の傾向を牽制し、世界の平和と繁栄をはかることであります。

第三に、開発途上国との間の経済交流を深めていくことであります。今後は、一段と経済協力の拡大にも配慮してまいりる所存であります。

昨年後半以降、金融市場は本格的な金融緩和の機相を呈しており、年末には、公定歩合が〇・五〇引き下げられ、実質的に戦後最低の水準となりましたが、今後とも内外経済環境の変化に即応した妥当な金利水準の実現をはかっていくことが肝要であると考えております。

また、通貨調整後の新しい情勢に適応し得るよう、準備預金制度の改定等金融調節手段の整備拡大につとめてまいりる所存であります。

同時に、最近におけるわが国資本市場の国際的な地位の向上、金融環境の変化、公債政策の積極的な活用等の事態に対応し、公社債の円滑な発行、流通をはかる見地から、引き続き資本市場の整備育成に一そう配慮してまいりたいと考えております。

昭和四十七年度予算は、以上申し述べました財政金融政策の基本的方向にのっとり、財政の健全性を保ちつつ、積極的に有効需要の拡大をはかり、かつ、国民福祉の向上を強力に推進することに主眼を置いて編成いたしました。

すなわち、まず、通貨調整に伴う国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服するため、予算及び財政投融资計画を通じ、積極的な規模の拡大をはかっております。

このため、公債政策を活用することとし、建設公債、市中消化の原則を堅持しつつ、一般会計における公債発行規模を二兆九千五百億円に拡大しております。また、財政投融资計画における政府保証債の発行額は、四千億円を予定しております。

次に、国民福祉の向上のための施策の充実をはかっております。特に、各種社会資本の整備、社会保障政策の充実、物価対策、公害対策など国民

生活の充実向上のための諸施策の推進に重点を置いております。

このような方針のもとで、昭和四十七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆四千七百四億円といたしております。これは、昭和四十六年度当初予算に対し、二・一八％の増加となっております。また、昭和四十七年度財政投融资計画の総額は、五兆六千三百五十億円でありまして、昭和四十六年度当初計画に対し、三・一六％の増加となっております。

次に、税制の改正について申し述べます。

まず、所得税につきましては、さきの臨時国会において千六百五十億円の年内減税を特に早めて行なつたところでありまして、これは、昭和四十七年度におきましては、二千五百三十億円程度の減税となります。これに加えて昭和四十七年度には、個人住民税、個人事業税を中心に、千億円をこえる地方税の減税を行ない、個人税負担の軽減をはかることとしております。

また、老人対策の観点から老人扶養控除を設け、扶養親族のうち年齢七十歳以上の者について、通常の扶養控除にかえて十六万円の控除を適用することとし、また、寡婦控除の適用範囲を拡大することとしております。

次に、相続税につきましては、配偶者に対する相続税を軽減するため、婚姻期間が二十年以上の場合は、取得した遺産について三千万円まで非課税とすることを中心として特段の配慮を加えました。また、新たに障害者控除を設けることとしております。

法人税につきましては、付加税率の適用期限を二年間延長することとしております。なお、金融保険業の貸倒引当金につきましては、その繰り入れ率を引き下げることとし、近日中に政令改正をもつて実施することとしております。

租税特別措置につきましては、住宅対策、公害対策、中小企業対策等の諸施策を中心として所要の措置を講ずる一方、昭和四十六年度に引き続き、輸出振興税制を大幅に整理縮減し、また、通

貨調整に伴い所要の措置を講ずる等、当面の経済社会情勢に応じて弾力的な政策を行なうこととしております。

また、空港施設等の整備充実に資するため、航空燃料税を創設することとし、その他、国税につきましても、所要の税制の整備合理化を行なうこととしていたしております。

関税面におきましては、昨年来推し進めてまいりました総合的対外経済政策の趣旨に沿って、関税引き下げ等の関税改正を行なうこととしております。

まず、国民生活に關連の深い物資に重点を置いて関税の引き下げを行なうこととしております。次に、輸入の自由化を円滑に実施するため、品目の実態に応じ、適切な関税措置を講ずることとしております。

このほか、協定税率の適用を受けない国または地域の産品に対する関税上の格差解消措置、国内の産業政策上の要請にこたえるための関税措置、関税制度面の整備等、各種の改正を行なうこととしております。

なお、この際、円のデノミネーションについて一言したいと存じます。

デノミネーションは、単なる通貨単位の変更でありまして、本来、経済の実態に何らの変化をもたらすものではありません。わが国におきましては、戦後激しいインフレーションを経験したため、現行の通貨単位は、国際的な水準と著しくかけ離れており、国際化の趨勢にそぐわないところがありますので、これを變更してしかるべきものと考へております。しかし、さきに通貨の対外価値の変更である円の切り上げが行なわれたことでもあり、この際、デノミネーションを行ないますことは、国民に無用の誤解と混乱を与えるおそれがありますので、その実施については、慎重を期さねばならないと考へます。

過般、大阪における私の発言は、以上の考へ方を質問に答えて申述べたことでありまして、政府におけるデノミネーション実施の意図を申し上げ

げたわけではございません。

以上、財政金融政策に關する私の所信を申し述べ、昭和四十七年度予算及び税制改正の大綱について、御説明いたしました。

本国会において提出を予定しております大蔵省関係の法律案は、租税、関税に關するもの八件、特別会計の統合等に關するもの三件を含め、合計十六件でありまして、本委員会に、御審議をお願いすることになると存じます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。松本十郎君。

○松本(十)委員 昨年暮れには通貨の調整が行なわれ、景気停滞下の通貨調整を踏まえて、年初来大蔵大臣とされましては、四十七年度の予算政府案の編成、財政投融資の決定と、いろいろむずかしい仕事を終えてこられたわけでありまして、それを踏まえてと申しますか、それらをきめていかれるにあたっての基本的な財政金融政策の運営方針というものを、財政演説なりただいまの所信表明で述べられたわけでございますが、大臣も財政演説で言っておられますように、これからの財政金融政策は一つの大きな転機に差し加かつておる、ある意味においては軌道修正をしなければならぬ、こう言っておられるわけでありまして、そういう角度からしばしば質問をしたいと思つわけでございますが、時間の制約もありますので、本日は結論的なことだけにとどめまして、各論はまた次の機会ということに待ちたいと思ひます。が、時間の關係でできるだけ簡明に御答弁願ひたいと思ひます。

まず第一に、財政金融運営の基本的な方針なり態度でございますが、従来の財政金融というものを振り返つてみますときに、戦後四半世紀の間、やはり日本の経済全体として民間設備の主導型で

ほとんど生産第一、そしてその結果は輸出増進につながる、法人所得なりベースアップに基づく給与所得を中心とした所得税の自然増収、こういういたものを背景として、一方では物価上昇というものがあつたが、あとは減税なり諸般の施策というものがやられてまいつたわけでございますが、これからはやはり先ほどから言つておられますように福祉中心ということになつてまいりますし、また生産第一、輸出優先ということが内外にいろいろな問題を起したわけでございますので、そういう道を、パターンを変えて、経済循環というものを、対外的にも対内的にも形を変えて新しい均衡を求めなければならぬ、こういうことでございますので、財政、経済全体の動かし方、金融全体の動かし方が変わつてくると思つてございす。が、もうすでに演説その他で言つておられますが、いま一度お伺ひをしたいと思いますわけでございます。

○水田国務大臣 おっしゃられるとおり、財政主導型経済、福祉優先という方向に軌道修正をしようというところはこれからの方針でございますが、これをやろうとするためには、実際問題として財政政策にむずかしい問題がたくさん出てくると思ひます。一応いままで基本的な方針はこうだということをお述べましたが、しかし、あの方針を貫くということはたいへんなことだと私は思つています。

まず、設備投資中心に再び追い込まないというためには、やはり民間の資金というものを公経済が相当動員するということを前提にしなければならぬ。これはできないことであつて、従来はこの二つが重なつたときに、国際収支の天井が低かつたりいろんな關係から、政府が仕事をしようとするということと民間が仕事をしようとするのが重なつた場合には、政府のほうがおきて民間の活動にむしる席を譲つておる。それでなかつたら経済を過熱させて国際収支の問題にぶつかるといふことから、この公経済中心という財政主導型という方向からそれ

ておつたからこそこの高度成長政策はできたんだといふことが言ひ得ようと思ひます。

そうしますと、今度この政策を転換するということになります。公債の活用というふうなものが、これは依存率は下げなければならぬというところは思つておるわけでありまして、これをどの程度にするかというのは、これからの具体的な問題であらうと思ひます。これを従来のような方針でいくといふと、また再び経済がよくなくなつてきたときに公経済の活動のほうに引込んでいくということをやつたらもとへ戻すことでございますので、この点の運営をこれからどうしていくかということが一つ、福祉政策というものをほんとうにこれから重点的にやつていくといふことになりす。民間の活動をやはりある程度調整しなければならぬということになります。その調整のしかたが公債といふことだけではいきませんので、それにかつて若干国民の負担という問題をその間どう織り込んでくるかといふことも一つの問題になると思ひます。この点はやはり今後の政策転換に伴う大きなやっかいな問題になると思ひます。これに対する準備といふことをこれから私どもは真剣にやらなければならぬといふふうに考へております。

○松本(十)委員 そういふ意味では、これからの財政政策はいろいろむずかしい問題があらうかと思ひますが、ひとつ新しい道を模索しながら、結果的にはほんとうの意味におきましての軌道修正ができたといふことがあつたと言へるようには、一歩一歩いい道を切り開いていきたきたいことを要望いたしたいと思ひます。

あわせて、やはり金融政策もこれからこれまでとは違つた行き方をしなければならぬのではないかと思ひます。公定歩合をどんどん下げてきた。特に通貨調整後は思ひ切つて〇・五％下げて四・七五、これまでの水準からいけば低いところまで下つてきた、こう言われるわけでございますが、市中金融の貸し出し金利というのは、実際にはなかなか下がつていっておらない。

徐々に下がっておりますが、実効金利はなかなか下がっておりません。国際収支の悪いアメリカが金利の水準が低くて、国際収支の黒字である日本が金利水準が割に高だ、こういうこともあるわけでありまして、それにも増して大事なことは、長短金利のアンバランスがこの辺では正されるべきであり、さらにより重要なことは、金利体系というものがもっと弾力的に運営されることではないでしょうか、弾力化するべきだ、この辺のところにいつて、やはり長期的な展望のもとに金利政策というものを考えなければいけないところにきていますのではないかと。

同時に、これまでの金融政策はどうしても公定歩合が中心であつたわけでありまして、やはり中央銀行の金融政策といへば、三種の神器といわれおられます公定歩合と並んで公開市場政策、マーケットオペレーション、さらにまた準備預金制度、この三つがうまく組み合わされながら運用されるべきでございまして、今回準備預金制度を手直しして、新しい金融環境、経済情勢に適應するようにして、新しいことというよりありまして、さらにまた公開市場政策もつとやりやすい形になつていくかと思つたわけでありまして、そういう三つの手だてというものをうまく活用し、組み合わせをばかりながら、金融政策というものをより効率的に、より弾力的に、より実情に即したように運営すべきだと考へるわけでありまして、これに對する大臣の御所見はいかがでありますでしょうか。

○水田國務大臣 全く同感でございまして。この三つの政策をうまくやる必要であることは言うまでもございせんが、問題はさらに、これから新しいむずかしい問題が加わつてきていますと思ひます。それは単なる国内政策としての金融政策というところでございまして、従来の政策でこれをうまくやることによって解決できるものでございまして、これからは国内の経済の均衡をはか

かるというだけでなく、同時に国際均衡をはかなければならないというところへきておりますので、この二つを同時に実現するというためには従来の政策の行き詰まりがここに出てきていますと思ひます。

たとえば、国内においては金利を下げなければならぬといふときにふつとつていながら、金利を下げることは国際関係から見ても非常に問題を起こすといふようなときにどうするかという問題になります。従来の金利政策がこれまでのような機能を發揮する力を持たないということが考えられますので、それとしまして、新しい調整策として今度準備預金制度の改正を行ないますが、こういう準備預金制度というよりなものが、これからその間にあつて機能を發揮する一つの方法になるのではないか。これからこれが政策としては前と違つて大寫になる政策ではないかといふふうに考へております。

○松本(十)委員 ただいま国際均衡というお話が出ましたので、次にそのほうに問題を移しますが、経済の対外均衡といふより、これが過去四半世紀の間ともそこまですが回らなかつたといふか、心にかかりながらも国内のことに頭がいばい、十分思ひが及ばなかつた。これは忌憚ない反省かと思ひますが、これは最初日本の経済運営のパターンを変へるといふこととのかね合ひにおきまして、常に国際均衡、対外経済均衡というものを頭に置いて持っていないか、ただ輸出をして外貨がふえればよいといふことと、先進諸国からは外貨だけのため国際協力をしないじゃないかという批判を買つておられます。南北問題がこれからますます

やがてましくなつてくると思ひますが、発展途上国からすれば、ほとんど品物を売り込んで、そして貿易のアンバランスを招来して、しかも一次産品、資源は十分買つてくれない、そういう意味ではまさに日本はエコノミックアニマルで、経済侵略だけを頭に置いてやつておられるのではないかと、こういうふうに申し申し上げるか、

これまた激しい非難と抵抗を買うだろうと思ひわけでございます。そういう意味では、先進諸国間の国際協調、また南北関係における開発途上国に對する経済援助といふまじやうか、あるいは国際協力、これをもう一つ進めなければならぬと思ひます。これとしまして、これは進めようとしていろいろむずかしい問題がある。同時に、これこそまさに思ひ切つた発想の転換をしないといふことだ、おのりの考え方、ただ量的にふやすといふことだけではなかなか効果があらぬと思ひますのでありますが、それについて大蔵大臣としては相当思ひ切つた手を打たれるべきだと思ひます。一面にまた、経済的な交流とあわせて人的交流といふか、技術交流といふか、技術援助といふか、そういうことも新しくさらに強力に加味すべきだと思ひます。その辺のところについて大臣のお考え方を聞かしていただきたいと思います。

○水田國務大臣 御承知のように、日本はGNPの一分を対外協力の目標とするといふことを国際間で、できるだけの目標に近づける援助の強化をやつていきたいと思います。それについては、御指摘のようないろいろむずかしい問題がたまたまございまして、最近出てきた一つの問題は、日本だけがかつてに對外援助を自分の考えだけでできないといふ、いろいろな制約がまた国際間で出てきました。

と申しますのは、日本は對外援助についてはまだ先進諸国の仲間になつておりません。最近初めて一人前の對外援助ができる国になつたのでありますが、先進諸国においてはすでに長い間對外経済協力をやつておる。やつておつた結果いろいろ問題にぶつたつておることは、開発途上国のいわゆるナショナルイズムの問題にぶつたつて、従来の投資や援助がほとんど保障されないといふような事件がひんびんと起こつておる。今後そういう保障が十分にできるものでなかつたら、やはり各国とも對外経済協力といふものは安心してできな

いのじゃないか。たとえば、他国の権益をかつてに侵害したという国に對しては、世銀その他の国際機関は援助をどうするか、あるいはそういう事実が起つた国に對して他の国が無相談でかつてに援助することはどうか、こういうような問題についてもこれから国際的にいろいろ相談をして、そしてそういう保障のもとにもつと各国の開発途上国への援助を強化し、急ぐことが世界経済の繁榮を確保する道だといふ、そういう援助以前の基本的な問題がいま提起されておりますので、こういう問題の解決もやはり必要であると思ひます。そういう問題を解決しながら、對外援助はできるだけ強化していきたい方針でございまして。

○松本(十)委員 力強い御意見を伺つて安心しましたが、何と申しまして日本は各省のセクショナリズムがありまして、そういう理想といふものが実現しない。こういうような実情でございまして、これは大蔵大臣が強力に各省と連絡されて実現を確実にしなさいと思ひます。なお、国際経済の關係で付加してお尋ねすれば、通貨調整の結果、基準レートはきまりましたが、依然として最近のロンドン、チューリッヒ等の金市場における金価格の高騰等に見られますように、なお根本的な国際通貨問題といふのは解決されておられません。一方ガットの關係につきましても何となく、課徴金は撤廃されたとしても、十分この規約が当初の精神どおり機能し動いていない。新しい情勢にまた適應しなくてはならない。新しい感じがするわけでございます。最近ジャバネラウンドといふことがいわれたり、あるいはアメリカその他が提唱してもう一回国際的な関税引き下げをやろうじゃないかといふような動きが出ておるようでありまして、それら通貨、貿易についての国際的な手つけ方といふものについて、日本の大蔵大臣としていかなる御所見をお持ちでしょうか。

○水田國務大臣 通貨調整につきましては、ただいまOECDの部会が開かれておりまして、そこ

でいろいろなその後の評価が行なわれておるよう
でございますが、各国とも短期的な視野で今般の
通貨調整の効果を云々することは早い、お互いの
国がとにかくこの基準レートを守るということに
協力し、そしてそれぞれの国が国内政策、対外
政策をしつかりやうて、再調整に迫り込まれるよ
うな事態にならなくて済むようにとにかく努力し
ようというふうな話をしたのが大体今日の空気の
ようでございますので、私はそういう意味におい
て、特に日本、ドイツは通貨調整には一番協力し
た国でございますし、アメリカもまた基軸通貨国
としての責任を持つ、国際収支上の責任を持つと
いうことをはつきりするためにドルの切り下げも
承知したという事情でございますので、したがっ
て、やはりアメリカ、ドイツというふうな国が今
後国際通貨の安定をはかる上に主要な役割りを演
ずる国であると思っておりますので、こういう点につ
いては私も十分今後日本の経済力にふさわしい責
任を果たしていきたくて思っております。

もう一つのジャバラウンドの問題、これは保
護主義の台頭とかブロック主義について警戒する
必要がございますので、日本は先手を打って、昨
年の夏の日米合同会議のときからやはりこの問題
を出しましたし、カナダとの会合のときもこの問
題を出したのですが、カナダは非常に熱心であっ
て、むしろ自分のほうが日本よりも先に主張して
いる本家だから日本は協力してくれというぐら
いのごときございました。アメリカは、御承知のと
おりまああいう政策を自分でとっているときで
ございましたから、こういう方針について消極的
でございました。欧州においてはいろいろ意見は
まちまちでございましたが、最近この問題は国際
間の空気が変わってきました、また再びガットの
ああいりケネディラウンドに続くジャバラウ
ンドの動きというふうなものには必要であるとい
う空気が出てまいりまして、この間のサンクレメ
ンテで私もアメリカと会ったときは、アメリカは
反対しない、だからそれについていろいろ協議す
る、相談する機関をつくつたりなんかすることは

賛成である、今後相談してやうていいというの
で、アメリカもこれに対してはよりやくこの間の
サンクレメンテの会談で賛意をわれわれに対して
表したというふうなきききもございましたので、
私は今後この空気はもっと強く醸成されていくで
あらうと思っておりますし、日本はその主張の一つの主
張元にもなっておる関係でございますので、これ
は率先、日本はもっと強くこの方向でがんばって
いって思っております。

○松本(十)委員 これから自由貿易こそ世界の経
済の発展に大事なことであつて、地域主義とか保
護主義が出てくることは厳に避けなければなら
ぬ。日本はまづ先に地域主義とか保護貿易主義の
動きに対して打ちこく努力をしなければいかぬ
と思うので、そういう方向でひとつよろしくお願
いしたいと思います。

最後に、あと丹羽先生から関連質問があるそ
うでございますが、税のことを一言だけ伺ひいた
いと思ひます。

社会福祉を中心とした予算を組んでいく、財政
運営をする、そうならば財政の比重が高まり、税
の問題が出てくると思ひますが、今度、年金額の
増加等、社会福祉もかなりなりつづつあるので
あります。減税をすれば貯蓄性向が若干高ま
る銀行に金が歩どつて、GNPの増加に寄与する
率が低く、年金額をもつと増加すればそれはほ
とんど額の消費に回つていきまして、結局経済
を押し上げる、浮揚させる力がより大きいと思
ひます。さしあたり景気停滞がある間は
もつと思ひ切つて、そういう意味での減税も大事
ですが、同時に、それ以上に社会福祉に力をいた
すべきではないかという感じがするのと、さらに
また物価対策等もあり、消費税について、四十七
年度より少し減税というのを考える余地がな
かったのか、そういうことを思ひますが、その
点についてはいかがでしょうか。

○水田国務大臣 消費税は長い間そのままにな
つておりますので、最近の国民生活の実情から見
て、もうそぐわないものがあるので、この際見直

しをすべきであるという御意見がずいぶんござ
いまして、その見直しをすべきであるという意見
は、物品税の対象品目を減らすということと税率
を減らすという二つの要望から出たことだと思
ひますが、それに対して一方、反対の主張もまた非
常に強ひございまして、対象を減らすときじやな
くて、国民生活の水準というものが非常に高く
なつておるんだから、軽い税率の物品税をもつと
課税対象を拡大しろ、幅広くすることがいいとい
う意見も強ひございまして、そういう問題の調整
が今年度の税制をきめるときには間に合いません
でしたので、今度は物品税を一切さらないとい
うことにしたのでございまして、当然物品税はも
う長い間変更しておらないものでございまして、
で、こちらで大きい直しをする必要があると思
ひますが、これは来年度の税制改正のときの問題で
あらうと思ひますが、ことはそういうことは問
に合いませんでした。非常にむずかしい問題を含
んでおるといふことでございます。

○齋藤委員長 関連して、丹羽久章君。
○丹羽(久)委員 関連でありますので時間的に制約
を受けておりますから、ごく簡単に尋ねたいし
たいと思ひますが、大蔵大臣が非常に社会情勢の
きびしい中、御就任になつてから、今度の予算編
成の一つ一つを説明を聞いてみましたが、実に御
苦労のほどはよくわかるわけでありまして、そして
この方針を貫いていこうという決意のほどよく
わかるのであります。一つ二つ尋ねたいと思
ひます。そのことは、私は、かつて交際費が七千億
に、ひよつとすると四十六年度そのものには一兆
円をこえるのではないかと、いふやうなことを一
二年前に申し上げたことがございまして、そのと
おり、新聞紙上の発表によりますと交際費が一兆
七千億が使われておるといふやうなことが発表
せられたように思ひます。一兆七千億、そ
ういふ膨大な金が使われておる。それには相当理由
があつて、国税は慎重な態度でこれを査定せられ
て、認められたものであらうと思ひますけれど
も、世界の国から見ても、交際費の一兆七千億なん

というやうな金の使われている国は、私は他の国
の例をとつてみてもないという話を聞いておりま
す。

またさらに広告費、この広告費自体に対して
も、まだ私は数字的にはどれだけが出てくるかと
いうことは聞いておりませんが、これもやはり一
兆円近いものが出てくるのじやないか。これを考
え合せてみますと、二兆円近い金額になつ
てくる。その広告費のうちにも、どうしても国民
の皆さんに知らしめて、そしてよきものであるか
らお買いくださいという必要性の広告もあるであ
りましようけれども、もうこれ以上広告していた
だかなくてもけっこうでございますという、そ
ういふ広告が乱費せられ、広告費として査定を受け
た場合において、完全にそれが広告として使われ
ていたのだというところで免除を受けるというや
うなことは、さて社会福祉を基本にして今後の国家
の全体的なバランスから考えてみても、こういう
ものにも少し制限を加えるべきで、またこうい
うものに対して検討する余地がある時期が来た
と思ひます。双方合せての二兆円、一体ど
うでございましょうか。それに対する大臣のお考
え方、きょうという問題ではありませんが、今後
これをいかに考えていращやうかというこ
とを——これは国内の問題であります。言いかえれ
ば、視野の狭い問題かもしれませんが、私ども生
活の上において、ある人は、こんなに交際費を認
めることは適当でないという判断に立つ声もずい
ぶん上がつてきております。そういう意味から私
は、勇断をもつて交際費というものをどこまで認
めていくか、広告費というものはどこまで必要
として考えるかというところに再検討を加える時期
が来たと思ひます。大臣はどう考えて
いらつしやるのか、その点をひとつ伺ひたいと思
ひます。

○水田国務大臣 再検討を加える時期というより
も、私どもは常にこの問題は検討を加えている問
題でございまして、交際費も広告費も事業の遂行
上ある程度必要であるといふことは、両方とも同

じでございまして、ただ、交際費のほうは、飲食とかいろいろな社用消費的な要素を非常に多く持っておりますので、その点において税がこれを規制するという意味は、交際費にはあるということでございますので、これは否認という制度をとつて、否認割合を今年度の税制改正で六〇%から七〇%にするというのをただいまやりましたばかりで、このほうは税の規制でできるといふところに踏み切っておる問題でございますが、広告費のほうはなかなか議論が多ございまして、商品の内容を、サービスの内容を一般に知らしめるといふことは必要なこととございまして、これは悪いことじゃない。何が悪いかといつたら、たとえば誇大広告とか、あるいは度を過ぎた広告というものがこれは非難されるべきものであらうと思ひます。じゃ、これはだれが批判するのだということになりますと、これは税務署の判定で、君のころは広告が多過ぎるといふて、税でこれを規制するのだからかといふことになりまして、ここに問題がありまして、その判定を税務署にゆだねるということは無理であつて、税制で広告を抑えることがいいか悪いかといふのは、検討の過程において常に議論が出てきて決着がつかないで今日まできているという問題で、引き続き検討はいたしますが、そういうむずかしい問題があつて、今日までまだ踏み切れないでいるという状態でございます。

○丹羽(久)委員 もう一点この点について。六〇%を七〇%に引き上げたという規制的なもの、これはすなわち四百万円という一定のワクをこえたものに対して検討を加えてみて、そしてそれに対して適当であるとするならば、そういうことにしようというのであつて、一応のワク内というものは認められるものは認められるということになつておるのです。全部をそういう取り扱いをするものじゃありません。しかし大臣が、現在の一兆円という交際費が適当なものであらう、国益がこれだけだんだん進んできたときには、やはりそれくらいのは必要であらうという考えなら別

ですが、世間のものつと高いところでない、実際の層に入つていろいろな意見をお聞きになりますと、おわかりにならうと思ひけれども、こんなものが交際費で落ちるだらうかといふ、私は具体的例はこういう公の場でありましてからあげませんけれども、そういう声も上がつてゐるのです。そういうものに対する検討を一応する必要があると私は思つておりますから、その点、ひとつお含みをいただきましたということが一点。

それから広告費は、それはやつていけないといふのかといふことは非常に誇大の問題のみに残されるのだとおっしゃるが、現在の日本でそう売つてもらわなくてもけっこうですよといふ品物がたとえばあるとする。もうそんなに必要はありません、そんなに宣伝することは必要ないじゃないですかといふ世論の一致するものに、それがたいへんな広告費を使つておるとするならば、これもある程度お考えになる必要があると思ふ。そういう点について私は申し上げるのです。いいですか。

私は決算委員に籍を置いたときに——いまでも置いておりますが、当時、業屋さんが誇大広告をしたといふことでこれは取り締まるべきだ、ききめぬのに、いかにあつてもききめぬ、一粒飲んだらぐつと力がつきますなといふようなことはいけませんといふことで、あれはやめてもらふことにしたのである。だから、そういうのはなくなつてきた。けれども、まだまだそういうような問題が、業屋さんに限らず、必要のないといふ広告があるのです。国民がほんとうに必要と求めているといふようなものならば、私は大いにやつていただいてもけっこうですが、そういうところをだれが考え、だれがそういうむだづかいをさせないようにして、もつとそれは研究費に充ててもらうとか、ほかの方向に使つてもらうといふような考え方をすべきだと私は思ふ。それはやつぱり税で取り締まつていく以外に道がないんじゃないでしょうか。どうですか。それは御研究し

ていただけるということですから、これ以上のことは申し上げませんが、交際費で一兆円、広告費で一兆円、世界に一体こんなにたくさん使つてゐる国があるでしょうか。私は前回尋ねたら、そういう国はあまりないですよといふことでしたが、ひとつ再検討する時期が来たと思つておりますから、一応よく御検討していただきたい。お願いいたしますので、時間が来ましたので、私の質問を打ち切ります。どうです大臣、御不満ですか、私のこの質問に対して。

○水田国務大臣 不満ではございませんで、今年度の税制改正のときも、たとえば交際費についてはことし規制を強化したばかりであるから、それによつてこれからどういふ交際費の支出が行なわれるか、一年實際を見よう。見て、そうして次の対策を考えようといふのがことしのわれわれの態度でありまして、いまおっしゃられるように、当然交際費として認められないものといふのは、これはもう全部否認されるものであります。交際費として認められるものであつて内容が相当変わつてきておると思ひます。いわゆる社用的な経費が最近非常に減つてきたといふために、そちらのほうからの抗議もすいぶんくるくらいの変り方がいふところにあると思ひます。もう少し交際費の使い方の方の實際を見たいと思ひます。と同時に、金額についてはこれは支出の内容を見ないと何とも申し上げられませんが、私は経済が不況になつてくるといふときのほうが、かえつて好況のときよりもこういう交際費的な支出が多くなるといふ面もあるのじゃないかと思ひますので、そこはことしこの税制改正以後の支出の實際を、国税庁を通じて私ももう少しまかに調べたいと思つております。

それから広告の点ですが、それはもう皆さんがそう言うのですが、なかなかこれはむずかしい問題で、税務署に全部、君のところは業がきかないよ、だ、なんで広告するんだといふことを言う権限といふものは、なかなかこれは税務署に与えろといふことは問題でございますし、税でいいの

か、もつとほかの行政的な措置を伴つて全体のことを考えなければいかぬか、そこはもう少し検討を要する問題だと思ひます。

○丹羽(久)委員 ありがたうございました。あまり反対ではないようですから、もう少し時間があつたら突つ込んで一問一答的にまたお尋ねするときにありますから、よくひとつ大臣もお考えいただいておりますようにお願いしたいと思ひます。

○齋藤委員長 佐藤親樹君。

○佐藤(親)委員 私は、冒頭に景気の動向についてまずお伺いしたいと思ふのですけれども、本会議で木村経済企画庁長官は、大体本年度の後半には景気は回復するといふことを言われてゐるわけなんですけれども、下半期と申しますと、大体七月からが下半期になるわけですから、大臣として今後財政を運用していくにあつて、何といつてもこの一年間の景気の動向といふものを頭に描かなければ私は財政運営がでかきと思ふのですけれども、まず冒頭に、一体いつ景気が回復すると大臣は見えていらつしやるのか。つまり景気の底がいつぐらいで、いつごろから大体上向きになると考えていらつしやるのか、まずそれをお伺いしたいと思ひます。

○水田国務大臣 これはもう實際においては非常にむずかしい問題でございますが、私どもはことしの下半期には経済の不況は克服できるといふ目標のもとに、いろいろな施策を行なつてゐるわけでございます。これはやはり従来の不況、それに対してどういふ措置がとられて、この不況の回復にはどれくらいを要したかという過去の経験も全部考えなければならぬが、それを参考にしますと、いままで四回、戦後日本にいゝゆる好景気といわれたものがございまして、これは長さが二十四ヵ月から五十八ヵ月といふことで、好景気といわれた期間は非常に長い期間で、これは四回あつた。その谷間、谷間にあつた不況といふものの期間は非常に短い。もう全部一年以内といふのがいままでの例でございまして、そして四

十五年の八月から始まった不況に対するいろいろの対策というものは、やはり従来いろいろの経験がございまして、この程度の対策によってというところから、いろいろのものを政府はやってきたが、それによって大体一年間の期間を置いて、去年の六月、七月というところへきてはつきりと不況が克服されて経済が上向いたという兆候が一齐に出てきたので、これで昭和四十五年の夏から始まった万博以後の不況というものは大体終止符が打たれたものと思っております。ところが、今度はい

わゆるニクソン・ショックで新しい不況要因が与えられたためにこの不況の回復が長引いたということがいまの不況でございますので、そうしますと、大体このショックの幅がどのくらいかということ、それからそれに対する対策のまた幅はどのくらいのこととを必要とするかというふうなものも考えて、昨年来もすてにこの不況対策はやっておりまして、昨年の暮れにはいよいよ十五カ月予算というふうなつもりで、残された三カ月と昭和四十七年度全部と、この十五カ月間にどういう手を打てば不況が回復するだろうというふうな、従来の過去の経験や何かをもとにして計画を立てましたが、ただわがままな計画は、一六・八八％という円の切り上げが新しい不況要因を日本経済に与えたものであるとすると、またこれはいままでと考えが変わってきますし、そうでなく

とを考へておる次第でございます。大体この予定と申しますか、昨年の不況というものは、私はいまのところは狂っていないのじゃないかというふう

に考へております。○佐藤 委員 国会の経済方針の発表になる前に、木村経済企画庁長官が一月二十五日に、最近の機械受注の動向から見て、四月から六月くらいには企業の投資欲はあまり起らない、したがって景気の底というものは七、八月ごろになるのじゃないか、で、今度組んだ予算が通ったとして、その効果があらわれて景気の回復のめどが出るのは、九月の半ばから十月以降じゃないかというふうなことを言っているわけですが、大体時期的には水田大蔵大臣の言われるのと一致するというふうに見えてよろしいと思ひますか。

○水田 国務大臣 大体そうだと思います。

○佐藤 委員 それから、いま大臣もちょっと言っているように、昨年の不況といふものは、まずこの不況といふもの、大臣もいま過去の例をあげられましたけれども、私は今度の不況といふのは、幾らかいろいろの意味でニュアンスといふか、内容が違ふところがある。大臣は従来の不況、従来の好況といふことを使われておりましたけれども、そこでまずお伺いをしていきたいのは、通しの四・三％を割るのではないかとすらいわれているわけですね。いま大臣が言われる不況といふのは、一体経済成長率が、最終的には経済成長率であらわすといふのは一体どのくらいを目標としているのか、過去高度経済成長のときには一三％か一四％という超高度成長をやったわけですね。ところが水田大蔵大臣の時代にはこれが安定成長として一〇％という数字が出ていたわけですね。ところが安定成長じゃないか。七％でやりましても十年たてば倍でございますから、一体安定成長といふのは大体七％台を考へていらっしゃるのか、実質成長が七％台に乗るようになれば、ある程度景気は回復したと見ていいのか、その辺の目

安といふのは一体どういふふうに考へていらっしゃるのか。

○水田 国務大臣 どの辺が安定成長かは非常にむずかしい問題でございますし、また、不況とはどういふことか、これはむずかしい問題で、現に日本

の不況を外国で説明するのに私どもは非常に骨を折ったことがございまして、大体不況か不況でないかといふことは、やはり従来の経済観念によつて、在庫の状態がどういふふうになつており、稼働率がどういふふうになつており、見方といふものがございまして、それにのつたもので、不況と不況でないものを判断するといふよりしかたないと思ひます。

○佐藤 委員 確かに大臣が言われることもわからぬわけではございませんけれども、確かに現在失業率が一・四％くらいだといわれているし、在庫率もだんだん減りつつある。それについて大臣、ちょっと触れられましたけれども、ドルがさ

らに百四十億ドルからふえる傾向にある。あるいはその中で物価が上がつていく。このあたりの二点についてはまた後ほど触れたいと思ひます。すけれども、こういうことになつてくると、従来のい

いへん大きな比重をかけて、これで経済を浮揚しようとしてい

るの力がつくのだろうか。やはりもう少し国民各層が財力と申しますか、資産といふか、厚みのある経済力を持たなければいけないのじゃないか。このためには、大臣のほうでは、現在の予算といふのは社会福祉優先予算といつていいけれども、だれもあまりそういふふうには信じてない。たいへん社会福祉の面でも立ちおくれ

のじゃないか。やはりこのあたりで、こういう複雑な不況を好況——好況といふことはあつたかといふ感じがするの

○水田 国務大臣 需給ギャップが非常に大きい現状が不況であるといふことは間違ひございませ

ん。この克服策として公共事業による浮揚策といふことにつきましては、これが生産力を刺激する形で景気を浮揚させるか、そうでない形で景気を浮揚させるかといふこととございまして、いま、今度の予算で考へておられますことは、いわゆる産業基盤の整備といわれたものを中心とした公共事業だけでなく、国民の生活環境に結びついた仕事、この比重を相当高めて、それによる需要喚起を考へようといふところに、同じ不況対策として今度のむずかしい問題があるわけとございまして、また対策が生産力を刺激するといふ形で浮揚させてしまつてはいけません。そういう意味では、やはり非常に効果のある公共事業といふことは、しかも国民福祉に關係のある事業といふと、やはり住宅が一番いい仕事のように思ひますので、この際住宅を中心にして、財投も住宅關係には一兆一千億を投入するといふようなこと、住宅政策に非常に力を入れた公共事業の理解

のしかたをやったわけですが、そういうふうのものに今回の公共事業はやはり考えられておるといふことでございませう。

○佐藤(観)委員 まあ社会福祉の問題についてやっているとある程度抽象的なことにもなつてしまふので、時間もありませんからちよつと先へ進ませていただきます。

国際通貨問題についてお伺いをしたいのですけれども、大臣も先ほどちよつと触れられていたが、一ドル三百八円の固定相場になつてから、いろいろ私の聞いた範囲では、思つたほど日本経済あるいは輸出産業についてあまりショックがなかったといふふうに、私も大体見てゐるわけなんです。そしてことしの末には、この調子でいくと日本のドル保有額が二百億ドルを突破するのじゃないか、こういうふうにいわれているわけなんです。二百億ドルを持つといふことになる、これはまた再び円の切り上げをしなければいけない状態に追い込まれるのじゃないか。大臣はこれで円対策入項目を完全実施するのだといふふうに言われてはいますけれども、どうもそれよりも増して、二百億ドルといふことになるのも一年も待たずに再び切り上げをしなければいけない事態に追い込まれるのじゃないかといふふうに思ふのですけれども、ドル・ショック以来の固定相場一ドル三百八円になつてからの日本の輸出産業の状況から見ても、そういう状況といふのはあり得ないのだから、その点についてどういふふうに先を見通していらつしやるか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○水田(国務)大臣 国際会議におきまして私どもはいろいろの主張をしましたが、そのときに、通貨調整において多い負担を日本に持たせ過ぎると結果は逆になる。対外均衡は回復しない。日本がもしこれ以上不況になつた場合には輸入が激減するし、反対に輸出圧力といふものが強くなつて対外均衡はもつとくずれるのだ。そういうことを承知されなければ困るというので、日本の不況と国際均衡の問題をすいぶん説明いたしました。こ

れは最初は受け入れられない議論のようでもございましたが、百日たつ間には、この間の事情というものには各国に大体理解してもらつてゐると私は思ひます。その証拠が、通貨調整後OECDの部会が開かれて、そういう問題が出たときに、各国は、日本はまだ当分黒字が続くだろう、これはやむを得ない、同時にアメリカも、アメリカ経済は上向きになつても、アメリカの国際収支は当然当分よくなる、まだいまの状態が相当続くだろうといふような各国経済についての見通しが行なわれたのでございませうが、日本についてはそういう問題は当然まだ続くだろう。続いてもこれは短期的の問題として、各国はみんなそれを気にしなくてもいいんだといふような話まで出ておるといふことで、私は日本の今後の経済の動き方については相当各国も理解しておるといふふうに思ひますので、そういたしますと、日本の不況が回復すれば形が変わってくるのですが、不況が回復しない間は依然まだ国際収支の黒字は続いていくという状態があつても、円の切り上げ問題といふようなものは、国際的には起こつてこないといふふうに私は思ひます。

○佐藤(観)委員 それではちよつと確認をしておきたいのですけれども、それはたとへばことしの年末に二百億ドルという外貨保有高になつたとする。その際にもアメリカ経済等の状態ももちろんいろいろ変わるわけですが、また大統領がだれになるかもわかりませんが、いろいろ状態が変わるわけですから、日本は外貨保有高がたとへば二百億ドルになつたとすると、OECDなりアメリカなりの大きな圧力がなければ円の再切り上げをするのではないといふことでございませう。

○水田(国務)大臣 まあ日本の昭和四十七年度の国際収支の予想といふものがいわれておりますが、相当の黒字といふことになつておりますが、しかし、これは日本のいまの不況がいつ解決するかという時期によつて予想はすつかり変わつてくることとございまして、私は、いま私どもが考へてゐる通りに、案外早く日本の不況は克服できるとい

うこととございしましたら、そんなに多く外貨が日本にたまるといふ事態といふものは避けられるといふふうに思つております。

○佐藤(観)委員 その辺の認識はちよつと違ふのですが、それはそれとして、それでも一つ国際通貨の問題で、大臣も本会議で述べられておられるのですけれども、「わが国としては、関係諸国と相協力して、国際通貨体制の残された諸問題の根本的な解決のために努力していく考えである。」といふことを本会議で述べられておられるわけなんです。もちろん一ドル三百八円という固定相場といふものは、これはもちろん一時的なものですけれども、将来にわたつて国際通貨をどういふふうにしていくかといふ問題については、まだ何ら解決の方途がなされてないと思ふのです。将来の国際通貨は、SDRを中心にしていくのか、あるいはその他の通貨のことを考へるのか、一体どういふ方向に日本としては今後国際通貨を持つていくかとしてゐるのか、その点についてはいかがですか。

○水田(国務)大臣 これはもう御承知だと思ひますが、十二月十八日、通貨調整が解決したときに、各国においては次の通貨調整の問題、長期的な通貨調整の問題と即刻取り組もうといふことをきめました。そのとき一応検討される問題点として取り上げられたものは、安定的な為替相場を守つて通貨の交換性を確保するための適切な手段といふこと、そのための責任の分担、金準備高及びSDRの適切な役割、国際流動性の適正量、為替変動性の拡大の再検討、これはワイド・バンドを再検討する、及び為替相場の適度の弾力性を実現するためのその他の手段の再検討、短期資本の移動対策、一応検討されるべき問題はこういうものであるといふことがそのときに列挙されておりますが、この問題を中心とした議論がこれから行なわれ、そうして国際通貨のほんとうの安定をはからうといふことになるわけとございませうが、まずそこ

で問題になりますのは、それならこういう検討をどういふ機関でこれからやるかといふ検討の機関もこれから定められるといふこととございませう。

IMFを舞台にして検討されることもいいでしょうし、しかし世界的な問題でございませうので、G7の場だけでこの問題を取り上げていいか悪いかといふような問題も起つてまいりますので、まずどこで検討するかといふ場をきめるところからこの長期の国際通貨の調整の問題が始まるだろうと思ひますので、いま私どももそれに対する準備中でございませう。

○佐藤(観)委員 それからもう一つ、国際通貨の変動についての問題なんですけれども、いわゆる税制の改正要綱で為替差損については税制上繰り延べ控除によつて救済措置のとられることが決定したようですが、差損に対して補償するならば、当然もうけた差益について処置しなければならぬ、課税をしなければいかぬと私は思ふのです。これについて佐藤首相は、本会議で、円の切り上げに伴う差益分については、一たんは債務を有する業者に属するが、最終的には消費者に還元されるのが本来の目的である、したがつて、それに課税する意思はないといふふうに言われてゐるのです。現在の流通過程あるいはその他のことを考へて、円の切り上げによつた差益分、これは必ずしも消費者全般に渡らない現状にあると私は思ふのです。その面で、勞せずして莫大な利益になつた為替の差益分、これを、差損を何もしないといふならまだわかりませんが、差損については繰り延べや控除で税制上優遇しておきながら、差益に対しては何ら税制上処置をしないといふのは、これは片手落ちではないか、やはり大企業優先ではないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○水田(国務)大臣 長期の外貨建て債権を持つておつて、為替差損を受ける会社に限つて一つの救済措置をとつたわけですが、それに対しては税金をまけるというふうなことではなくて、税額の控除をしてくれという要望もございませうが、税額控除は国が差損の補償をすることとございませうので、それはやらなないといふことで、会社会計上の便宜をはかるといふこと、税法上の便宜を

はかるということでございます、これは特に差損の補償をしたわけではございません。

一方差益の出たものへ特別の課税をすることを考へようという議論がございましたが、これは技術的に、実際問題としてむずかしいというのが結論でございます。と申しますのは、たとえば小麦を輸入する業者でしたら小麦はいままでの輸入よりも安く輸入される、安くなるという点でそこにかかり輸入による差額が出たとしまして、自分でその差額だけ利益を得るかと申しますと、そうではなくて、その差額は流通過程の間に吸収され、最後にはやはり消費者まで及んでいくという性質のものでございますので、それがどういふふうに及んでいったかというふうな事態とは無関係に、最初差益の出たところを押えて、そこに全部特別な税をかけるというふうなことは、これはもう実態に即しない課税でございますので、これはもうそういうことはできないというふうないろいろなことから、これはやはりいまの税法に基づいて、各段階において利益の出たものから税金を取るといふ方法以外にはないのじやないかと私は思います。

○佐藤(観)委員 この差益、差損の問題については、またあとで税制改正として出されるはずですから、大臣の言われるようなことについて、具体的なことでもう少し討論をしてみたいと思えます。

いま何といつても国民が頭の痛いのが物価の問題です。大臣、あらためて私が言わなくても、もうすでに二月一日からは郵便料金、医療費が上がる。それから二月五日からはタクシーが上がる。そのほか灯油、ガソリン、三月からは電報料、四月からは国鉄、航空運賃、国立大学の授業料、それから物統令が廃止になればおそく配給米も上がるだろうし、都営の地下鉄、バス、ガス、あけていったら切りがないくらい、公共料金だけでこれだけ上がるわけですね。庶民の感覚として、これだけ物価が上がって——いろいろな数字によるだらうけれども、月十万円の入りの人は、これだけ

物価が上がると三万円この物価上昇に食われるといわれるのです。これはいろいろななじき方、いろいろな指数があると思えますけれども、一体こういうふうな状況ではたして生活がやっていけるのだろうか。まず経済運営の問題より前に、月十万円の生活をしている人が、これだけ物価が上がった場合に——いまあげたのは公共料金だけですが、あと衣料費、着るものが上がるし、生鮮食料品が上がるし、そのほか教養娯楽費にしてもいろいろ上がるわけですから、生活をしていくのがこれだけ上がるのにどうやって生活していくのかと聞かれたら、大臣はどういうふうにお答えになるのですか。大きな経済運営の問題の前に、まずこういう庶民の感情、気持ちについてどういふふうにお答えになるのか、大蔵大臣にお伺いしたいのです。

○水田国務大臣 物価はいままで、統計で見ましても毎年少しづつ上がっている問題でございます。それで何で国民は生活しているかということでございますが、要するに物価上昇に見合った所得の上昇があれば、国民はそれでやっていくということになるかと思えます。いままでは経済成長時代でございましたから、物価を上回る所得増がございましたので、その心配はなかったと思えますが、問題は、安定成長に落ち着いて所得増というものがいままでと違ったような形をとってくるに、なおかつ物価の上がり方が従来のような上がり方を示すということとは国民生活にとって困るということになりますので、したがって、ここで物価が上がるだけ上がらないことに全力を尽くすべきであらうと思えますが、私は、昭和四十六年に比べて、明年度昭和四十七年度は、物価の上昇率を今年度よりもはるかに低いところに押えることはできると思えます。ところが少し高かったかと思うのですが、明年度からは、通貨調整というものを相当物価政策に結びつけて考えなければならぬ問題でございますので、そういう点で行政をうまくやれば、明らかに通貨調整及び関税の引き下

げ等一連の問題は物価にはいい響きを持つと思えますし、公共料金の値上げといひましても、これは私も考へて、必要最低限の値上げだと思っております。これが物価に及ぼす影響はどのくらいかといひますと、企画庁の計算によりますと、公共料金の今度の値上げ分を全部計算しても、物価に対して一%までは影響を持たない、○・八九%程度のところと見るのじやないかという計算でございますが、数がたくさん並んでいるので、多いものではないということでございます。そのほかの物価対策の効果によってこれは吸収できると思ひますし、来年度は五・三%という目標を企画庁は持っておりますが、私は来年はそれ以下に物価をとめられるというふうに思っております。

○佐藤(観)委員 佐藤内閣が成立した七年前の四十年の一月に施政方針演説で、物価の安定をはかることは、当面の最も重要な課題であり、問題解消のため格段の努力をいたしますというふうに述べられているのです。今度の施政方針演説でも、やはり物価安定については、当面の景気浮揚策の実施にあたつても、物価の高騰を招かぬよう十分配慮するとともに、物価安定のための構造的諸問題の解決について一そう努力をしようと強調されているわけですが、七年前とことばについてはほとんど変わっていないのです。佐藤首相は本会議で、政治はことばではないということを書かれた。私は一番前で、失礼だけれども大笑いをさしていたのだのです。これとことばの羅列にすぎないと思ひます。たとえば生鮮食料品について、今度は食品流通局と構造改善局が新設されたから、これによって野菜の価格は安定するといひけれども、これが実際に効果をあらわすまでにはかなり長いタイムラグがあるし、またことしは野菜の価格が高騰する周期に当たっているから、野菜価格の安定はほとんど期待薄であるといふふうに言われているわけですね。大臣は何の理由もなく、昨年の六・一%の物価上昇よりも、あるいは

ことしの目標である五・三%よりも下げられるといふふうには言われているわけですが、一体その根拠というのはどういうところにあるのですか、どういふことで下げられるという自信がおりますか。

○水田国務大臣 円の切り上げということはやはり国民経済に大きい影響を持つ問題でございます。一つは物価対策よりこれはいひゆるる大手の物価対策になっていることは事実でございます。行政的な問題が各省によって十分考慮されることがあるとありますれば、明らかに普通通なことも上がると思ひられる物価を上げないで最低これを押えるという役は十分にいたしますし、もう一つは、いまの不況が物価を上げているということをやはり考えなければならぬと思ひます。と申しますのは、不況のために操業度が落ちており稼働率が下がっているためにコストが上がっており、これが賃金にもはね返り悪循環を起してきているという面がある、不況の物価高という一つの原因もそこから出ていることを考えますという、不況の回復さえ来年度うまくいくのでしたら、稼働率の上がることによりコストというものは相当下がる。これは物価を上げないことに働くはずでございますし、そういう一連のものを全部考へますと、昭和四十七年度は、物価がいままでの上がる率よりもはるかに低いものにならなければならぬと思ひます。私はこれは必ずやうなるというふうには思っております。

○佐藤(観)委員 どうも大臣の話ですと、不況だから物価が上がるというのはいまはまさに論理的にはおかしいので、やはり池田内閣の高度経済成長政策のもとでは、結局成長が激しいから物価が上がるんだという説明をなさってきたわけですね。大臣もその間には何度か大蔵大臣をやられたわけだけれども、今度は不況だから物価が上がるんだというふうな——どうもその点を論議していると時間が長くなるからもう一点だけお伺いしますけれども、これだけ公共料金が上がり、他の物

師が上がるという中で、せめてじゃ生活を切り詰めて郵便貯金でもしておこう、これが一番安定しているから郵便貯金でもしておこうというところ、今度は郵便貯金の利子を下げるといわれるわけですね。これはこまかい論議は、郵政省との取りかわしの問題、その他についても時間があるからいいから言いませんけれども、大臣、どうするのですか。郵便貯金の利子というのは下げないのですか。あるいは郵政省のいうようなある程度の貸し付け制度のようなものができるならば、いわゆる郵便貯金でいろいろな便宜がはかれるようなことになれば、やはり下げるといふことをなさるのですか。どうなさいますか。

○水田国務大臣 もう一步金利水準を下げる、短期、長期の金利を下げるならぬということになりますと、預金金利の問題が当然問題になってくるというところははっきりいたしておりますが、これはやはり非常に政治的にむずかしい問題でございます、いま論議されておりますような物価が上昇していくという上昇過程において預金金利の問題をどうこうすることはむずかしい問題でございますし、やはりそういう点は考えなければならぬと思っておりますので、私はやはりいま政府が急ぐのは、将来のそういういろいろな政策のために物価対策はここで重要であつて、その動きを見てからでないかという問題に手をつけるというところはできないんじゃないかというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 ということは、少なくともこの一年間は郵便貯金の利子については下げる意思はないというふうに理解してよろしいでございますか、この一年に限つて。まあ佐藤内閣は十月末までしかありませんから、まずその間には下げる意思はない、そういうふうに理解してよろしいでございますか。

○水田国務大臣 一年とか半年とかという期限を考へておるわけではございませんで、今回の金利の引き下げについては一応預金金利とは無関係に行なりというので、これは切り離して貸し出し金

利の引き下げをやつたということでございます。お伺いしておきたいのですけれども、まあわざわざ大臣もこれに一枚つけられて「デノミネーションについて」ということで大阪発言について語られていたわけですが、大臣はそれについて何かの度かこのデノミについては討議をしてきたわけですから、大臣はそのつど円の切り上げがあるわけですから、このこと自体書いてあることはわからないわけではございませんけれども、やはりこの大阪発言というのは前向きに、時期についてはまた別

の内容だと私は思ふのです。やはり大蔵委員会で従来言つていらしたこともより一步前に出ていると私は思ふのです。その意味ではこれは国民経済に密接に関係のあることですから、その意義とかその他についてはいま時間がありませんからやしませんけれども、やるならば時期をはっきりしないことには経済に非常に混乱をもたらすと思ふのです。その点いかがですか。

○水田国務大臣 この一言しますというところをこゝにつけ加えたのは、何かこの委員会の理事会の要望だったと聞いております。大阪発言があつたので、この際これについてはっきり言つてほしいというこの委員会の要望があつたという話でございますからつけ加えたわけでございますが、大阪では、記者会見ではなくて記者クラブの懇談会の中に質問があつて、それにお答えしたことですが、みんな私がききょうここに述べたとおりのことだつたと思ふのです。ただこの話がある通信社に流されたというので各新聞社も困つて、あとから私が、そうでなかった、こうだということをまた言つたというふうなききょうがございますのでききょうも特に申し上げた次第でございます、デノミネーションについては、この前この委員会で私が申しましたときと少しも変わつておりません。

○佐藤(観)委員 委員長、時間ですので終わります。

○廣瀬委員 廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 三三ばかり質問いたします。いまデノミの問題がせつかく出ましたのでデノミから入りますが、おとといですか、私も理事懇談会で、大阪における記者クラブとの懇談会の席上で言われたことが新聞で伝えられて非常に大きな反響を呼んで、いろいろことだつたものですね。それから、デノミに対する考え方というものをかなりまとめたものをききょうと出してほしい、政府がどう考へておるか、大蔵大臣がほんとうにどう考へているかということについてはっきりさせてもらいたい、こういう気持ちで理事懇談会では要求をしたわけでありまして、ききょう出たものは、これは実は私どもの意図したところとはあまり関係がない、もう当然この程度のことはわかつた上で、私どもは実はききょうとしてみたいというところを要求したはずだつたのでありまして、ききょうのこの所信表明で考へて述べられた点から一步進めたものを私は私どもも要求したわけだつたのです。

それというのは、これはまだ政府としての考へではないということも断つておられます。閣議決定もしないだろうと思ふのですが、しかし、デノミの問題はこれは大蔵大臣の問題でありまして、大蔵大臣としては、デノミをやるといふことは当然のことだと言つておられる。デノミといふのが別に経済の実体は何らの変化を及ぼすものではない、こういうことは当然わかつておるんだけれども、このことがやはり大蔵省の考へがはつきりしないという誤解を生んだり、経済の実体にはある程度の混乱を及ぼしたりするといふようなことになるから、こういう問題についてはまず第一にいわゆるデノミ宣言といふものをききょうさせるというふうな態度が一つ必要である。そしてその宣言をしたあと慎重な準備期間といふものを置いて、国民の理解と協力を得られ、文字どおり経済の実体は何らの変更なしに、

ただ通貨単位の変更あるいは通貨呼称の変更、こういうことなんだということで、そういう実をあげるように、しかもスムーズに行なわなければならないのだ、こういう考へ方を持つてゐるわけがあります。

したがつて、この問題は通貨調整の問題とは全く違つた問題であつて、秘密主義をとつたりあるいは大蔵大臣がそれをつく権利があるというふうなこと、それは通貨調整の問題については私どももある程度そのことを認めるにやぶさかではないけれども、デノミの問題についてはまずこの宣言をする。そしていろいろ条件下ならばできるんだという条件をやはり大蔵大臣としては明らかにしておく。おそらくこれは政局の安定ということも大事な一つの要件だろうし、あるいは経済が安定成長の路線に乗るといふこと、あるいは物価上昇がある程度押えられているというふうな条件とか、そういういろいろな条件というふうなものもあるだろう。こういうふうな時期を政策努力を含めながら設定をして、その間をさかのぼつてデノミ宣言をそれじゃどの時期にやるかというふうなことも考へておいて、準備期間といふものをオープンで設定をして、その間にPRもし、理解と協力を国民に得る。国民の完全な合意を得る。その間に、たとえば四百五十円の品物を百分の一、百円を一円に読みかえるというふうな形で、四円六十銭だつたものを五円にしてしまおうというふうな悪徳の者などが出ないようなものもある条件あるいはまた印刷だとかあるいはコインの鑄造だとか、そういうものもろの準備などの状態も考へて、一年なりあるいは一年半というふうな長期の展望に立つて、準備をしっかりとやるという本質を持つてゐるものだろうと思ふのです。だから、それらの点について、大蔵大臣のはつきりした考へ方を聞いておきたいというのが趣旨であります。いま私が申し上げたような点について、どのようこの問題を処理をされていくのか。これはそう遠い将来でなく、私どももやつていい問題だし、またやるべき問題であらうという考へには変

わりはないのですけれども、そういうやり方の問題について、基本的な大蔵大臣としての考え方を聞いておきたい、こういうことが本旨なんです。そういう意味でお答えをいただきたい。

○水田国務大臣 確かに申し上げますように、デノミをやる宣言してから少なくとも一年とか二年とかの準備期間を置いて実施される問題であらうと思います。ですから、その心配な問題はないのでございますが、まだ、やるということ宣言してから準備期間が相当あるということすら、一般には徹底してない。何か抜き打ちにすつとやったら、その翌日から、この前終戦後とられたような新円の切りかえみたいな形で、持っているものを全部出さされて何か取りかえられるだろうというような印象が非常に強くて、へそくりをどうするんだとか何とか、いろいろな議論が横行している状態でございますので、これは準備期間を置いてやりますよという宣言と申しますか、政府の方針を発表するまで相当な準備がなければ混乱することだと思いますので、私の申し上げているのは、あなたと同じように、これはもうやっていい問題で、やりたいということでございますが、ちょうどいま貨幣価値を変えたときですから、やはりそういう混乱、誤解があつてはいけません。政府は、やるということをはっきりいっていいこととして、宣言自身もまだすぐでないほうがいいというふうに考えているわけでございます。

とあるんですが、なしくずし的に、大蔵大臣が大阪談話を発表した、こういうようなことで、宣言なしになしくずしに何回かそれらしいことを言っておいてやるというんじやなくて、宣言はする、それからたとえば一年なら一年という期間を置いてやるんだ、こういう方針に理解してよろしいですね。

○水田国務大臣 大阪ではそのとき申しましたが、かりにコインを全部準備してからやるんだなんていつたら十年かかる問題ですから、そこまでの準備は何も必要ないので、やはり宣言してから実施までは一年、一年半はかかる。フランスはたしか二年間を置いたと思います。その間に新しいフランと古いフランの両建て時代というものを通っていますから、国民にどちらの金も価値は同じだというのがもう十分徹底してから切りかえを行なっているというより、やはり相当の準備をしてからかかっておりますので、やるとなればやはり一年、一年半の準備が宣言してから必要になると思いますので、抜き打ちにこれはできることではございませんので、そうみんな心配する問題ではないと思いますが、宣言されたらすぐに実施になるだろうという誤解が非常に多いのでございますので、したがって、その宣言ももう少し慎重にしたほうがいいと思っております。しかし、できるだけこれは、すぐにはやらぬということをはっきりしながら、実際においてはもう、あらゆるところで論議されることが、私は非常に望ましいのではないかと思います。そうすれば国民にも、貨幣価値が変わるのでないのだということが徹底することによって、非常にいいことだと思っております。

たるところの反省の上に立って、発想の転換をして、福祉の増大にあるいは社会資本のおくれの取り戻しということに最重点を置いていくという、大きいいえばほかにもあるかもしれないが、二つの問題がある。そういうところで財源が、税の自然増収も五千億くらいしか見込めないということ、大幅な国債発行、一兆九千五百億という、まさに建設国債、財政法四條の建設国債だとしても、そのぎりぎり一ぱい公債を発行する、こういうことになったわけでありまして、大蔵省からいただいた資料によりまして、四十六年の十二月末現在で四兆二千九百三十一億の残高になっておるわけです。外貨債は四百八十一億、内国債が四兆二千九百三十一億だといふ。これが一月にも例の七千九百億の年度内の追加分が加わってくる。こういうようなことになってまいりますと六兆五千億をこえる。公債の残高が四十七年度の一兆九千五百億を加えれば四十七年度末にはそういう状態になるだろうと思ふのです。したがって大体GNP対比でも七・五%をこえるというよりな状態になる。フランスをこえて、西ドイツの数字にはほ近いようなパーセントにもなる。こういうことなんです。

はたしかという問題、あるいはまた国債がこまめに財政の中にビルトインされてきた場合に、国債を保有する者が財政金融政策に大きな発言権を持つてくるというよりな事態も考えられるのではないか、また金融調節機能あるいは金利機能、こういうようなもののいままでのような形での弾力的な運営というものが相当な規制、拘束を受けてくることにもなりはしないか、そういうことが当然予想される。こういう問題もあるし、また国債の利払いというものが相当な部分を財政において占めてくるというよりなことになる、これが税金によって結局は負担をしなければならぬということになると、これは庶民大衆といひますか、国民大衆は国債を保有しない、そして比較的高金利をつけて国債償還をはからなければならぬのですから、そういう国債の利払いが、言うならば富裕階級あるいは金融機関、こういうところに集中して、その人たちに高い金利の公債の利払いをするために、サラリーマンは依然として四人家族で百万ぐらいの課税最低限でしかないというよりなことで、税における不公平とも結びついて、この問題は所得の配分の問題とも関連して非常に大きな問題になる。もう一つの問題点があると思ふのです。

こういふ問題について、大臣としては、それらについての懸念はこうである、したがって国民諸君は安心してくれ、国民に、特に低所得階層に対して、この公債増発によって迷惑をかけるというよりなことではないのだ、あるいは物価を上げることもないのだというよりな、いま私が若干、これだけではないかもしれませんが、心配される公債発行について、これほど大量になつてくる、おそろく来年もこれを急に減らすことは、景気がどれだけ浮揚するかにあつてもあつても、問題がある。もちろん市中消化の原則を貫くといっているが、これだつて景気回復に伴つてどうなるかわからぬというよりな疑問点もある。これらのものもその疑問点に対して、どういふようにその懸念としっかり取り組んで、なおかつそ

○広瀬(秀)委員 大体おぼろげながら私どもの見解に近いんだということはわかつたのですけれども、ただ大蔵大臣が記者クラブで、懇談会で語ったというだけで、とたんに翌日デノミ関連株を買入るとか、あるいはまたそれを利用して、土地の売買で、貨幣価値が百分の一になるんだから、せめて五十分の一で買入から売つたらどうだというよりな笑い話まで出るというよりなことなんです。なるほど宣言するまでも準備が要

○広瀬(秀)委員 次に、国債発行の問題について若干質問したいと思ふ。昭和四十七年度の予算は、ドル・ショックによる、まあこれはかりでありませんが、今日不況段階である。この不況からの脱出をはかる、景気浮揚策を講ずるということ、それと同時に四十七年度はこのドル・ショックを受けた原因のよつて来

そこで、大臣に伺いたいのは、これだけ大幅な公債を組んで、大蔵大臣として何らの心配なしにここまでできたのか。予算のおおばんぶるまい、景気をあげるのだということと、社会資本のおくれを取り戻すのだということ、これは確かにけつこうなことだけれども、この公債発行というものは何といつても本質的にはインフレ傾向というものが含まれている。物価上昇の一つの問題点としてどうしても指摘される。そういう観点というものはやがて古典的だといふ批判もあるけれども、そしてその心配はないのだということとを本会議大蔵大臣も言われているわけだけれども、そういう問題点、あるいはまたこの国債の重みというものが次の世代ですつと引き継がれていく、国債償還の問題は一体どうなっていくのだ、これが財政硬直化の新しい原因に大きくなつてくるのか、

これはまた国債がこまめに財政の中にビルトインされてきた場合に、国債を保有する者が財政金融政策に大きな発言権を持つてくるというよりな事態も考えられるのではないか、また金融調節機能あるいは金利機能、こういうようなもののいままでのような形での弾力的な運営というものが相当な規制、拘束を受けてくることにもなりはしないか、そういうことが当然予想される。こういう問題もあるし、また国債の利払いというものが相当な部分を財政において占めてくるというよりなことになる、これが税金によって結局は負担をしなければならぬということになると、これは庶民大衆といひますか、国民大衆は国債を保有しない、そして比較的高金利をつけて国債償還をはからなければならぬのですから、そういう国債の利払いが、言うならば富裕階級あるいは金融機関、こういうところに集中して、その人たちに高い金利の公債の利払いをするために、サラリーマンは依然として四人家族で百万ぐらいの課税最低限でしかないというよりなことで、税における不公平とも結びついて、この問題は所得の配分の問題とも関連して非常に大きな問題になる。もう一つの問題点があると思ふのです。

こういふ問題について、大臣としては、それらについての懸念はこうである、したがって国民諸君は安心してくれ、国民に、特に低所得階層に対して、この公債増発によって迷惑をかけるというよりなことではないのだ、あるいは物価を上げることもないのだというよりな、いま私が若干、これだけではないかもしれませんが、心配される公債発行について、これほど大量になつてくる、おそろく来年もこれを急に減らすことは、景気がどれだけ浮揚するかにあつてもあつても、問題がある。もちろん市中消化の原則を貫くといっているが、これだつて景気回復に伴つてどうなるかわからぬというよりな疑問点もある。これらのものもその疑問点に対して、どういふようにその懸念としっかり取り組んで、なおかつそ

○水田国務大臣 この問題はいま始まった問題ではございませんで、もう十年ぐらい前から問題になっておることでございますが、こういう国家機関が金融の業務をするということについての議論は非常に多うございまして、私ども金融の監督官

りと思いますが、あの税制によりまして土地を手放すということは促進されて、供給はふえたということになるわけでございますが、これが直接の土地の需要者に売られなくて、宅地開発業者とかあるいは不動産業者というよりなものの手に多く所有されておるといふことからいろいろまた議論が起こつてきまして、今度はそういう法人の土地所有に對する税制を何か考えたらいいだろうという議論が出てきましたので、いろいろこれについても本日まで検討しましたが、議論が多くてたまたまのところ結論が出ておりません。と申しますのは、この不動産業者あるいはそうでなくて土地を所有している法人、いろいろ所有の目的も違つておりますし、形も違つておるといふいろいろのをどうするかということで、その間均衡をとつた調整をどうするかということについて技術的にむずか

まして、法人に対しても、土地を早く手放すという税法上の措置でやらなければならぬと思つておられますから、法人に対しても、譲渡所得に対して税法上の措置を強く講ずるというようなことを申し上げたい。建設大臣はこういう意見を予算委員会の上で述べているわけです。大蔵大臣はこれについていろいろとむずかしい面があるといひます。御答弁がございましたけれども、建設大臣は法人に対しても譲渡所得に対して何らかの税法上の処置を講じてもらいたいという要請があります。技術的なむずかしい問題はともかくといたします。大蔵大臣はこうした方向でこの問題を解決しよう、考えようという意思はあるのかどうか。いまだ結論は出てないかもしれないけれども、しかしこれはこの方向で考えなければならぬ、ということ、基本的なお考えは持つてゐるのか、こう

せんし、好ましくない土地の保有は押えなければならぬ。何が好ましい土地の供給であり何が好ましくない保有であるかということ、税はどうしても一律に何かの形できめなければなりませんので、それをある一定の基準できめるという技術的な方法がなかなか発見できないということで、何とかならないかということではしばしば会合を持ち、皆さまの御意見を承つてやっております。まだその結論が出ないということでございまして、決して税では初めから何ともならないということではなくて、何か方法はないかということでの検討は続けておりますし、これからもそういう検討はなおいたしたいと思ひますが、いままでは数年間にまい方法が見つからなかつたということからしますと、ただいま大臣から答弁いたしましたように、にそう簡単には見つけられないのじゃないか。な

とせば来年できるだろうとか数年中にはできるだろうということはなかなか申し上げられない段階でございいます。

○二見委員 大臣も私はあまり積極的でないように受け取れるわけですが、それではもう一つ別に、やはり土地の問題ですけれども、公示制度に基づいた公示価格ですね、これをこえた対価でもって売買が行なわれた、その譲渡益に對して、こえる部分に對しては課税すべきだという議論があります。これについては大臣はいかがでしようか。実は四十五年の四月だと思いましたが、これも、当委員会が民社党の岡沢先生が質問されたときに、当時の福田大蔵大臣はそれに対して賛成をされておるが、水田大蔵大臣はこうした方向については賛成の方向で考えになっておるのか、それともやはり芳しくないという立場で考えになっておるのか、この点はいかがでしよう。

○水田国務大臣 そういふ方向の税ということなら私は十分検討する余地があるというふうに考えます。

○二見委員 ただその議論のときに、福田さんが前提条件があるということですね。公示制度が確立したときにできるのじゃないかというたしか福田さんの答弁があったように私は記憶しております。公示制度というのは建設省に問い合わせましたところ、四十九年四月一日に全国一万二千個所でもって公示制度が確立するということでございます。大蔵大臣、どうもこれは非常に前向きな御答弁ですけれども、いつごろになればこれが実現できるというお考えを持っておられるのか。その点の見通しはいかがでしようか。

○高木(文)政府委員 現在四十六年で、公示価格による標準地が設定されておりますところが千三百五十カ所ということになっております。そして四十七年に、最終はまだ私の手元で聞いておりますが、予算要求ベースで二千八百カ所というふうに私どもは聞いております。将来全国の市街化区域内で一万二千地区を設定したいというのが現在の建設省の考えのようでありますが、この一万

二千地区をいつまでに設定可能であるかという点についてはまだ必ずしも明快な時期を示されておらないように聞いております。

○二見委員 実は私、先ほどちょっとこれは建設省へ問い合わせたところが、四十九年四月一日で市街化区域内一万二千カ所に公示価格が完了するということなんです。大蔵省はお聞きになっていないのですけれども……この完了した時点で、こうした税制をお考えになる、こういうふうに理解してよろしいですか。

○高木(文)政府委員 まず、一万二千地点が明確になることが一つ問題でございます。その次に、前回福田大臣の当時に答弁されました前提条件として考えられますことは、この一万二千地点の標準地をベースにして、この標準地を今度他地域のどこのようにして及ぼしていくか。この標準地だけでは現実の具体的に売買されたものについての価格がきまりませんから、それを今度はどうやってその周辺地域に伸ばしていくか、その伸ばす伸ばし方をきめなければいけないわけでございます。いずれにいたしましても、その場合にも標準地域についての作業が、私どもはいまお尋ねありましたように、そう早い時期とは考えておりませんので、なかなか当面焦眉の急になっております。地価対策問題としてすぐに役に立つということにはなれないのではないかと、実は、いまのお尋ねの点についてはそこまで詰めた議論をしていないという状況でございます。

○二見委員 要するに、そうした前提が完備されない限りこうしたことはできないというふうに考えてよろしいわけですか。大臣は、これはそうしたことも考えるという非常に前向きな御答弁なんですけれども、実際の段階になると非常に消極的に、いつやるんだかわからないようなことにならざるを得ない、大臣、これはどうでしようか。大臣としてはいつごろまでにこれをやりたいのか、大臣のお考えはいかがでしよう。

○水田国務大臣 私は、いま初めての問題ですから、いまのところ何ともしようかと申し上げられませんが、

せん。

○二見委員 私は、地価抑制というのは、税制だけではなくてはほかの面からも地価対策が行なわれなければならないというところは承知をしておりますけれども、しかし大蔵省としても、税の面から地価抑制に對する挑戦というところは十分に考えなければならぬと思うんです。私は積極的に考えていたのだと思うのです。ただ時間がありまじいのでこの議論はこれだけにいたしましてすけれども、先ほど大臣の前向きに御答弁なされた点については早速結論を出していただきたく、これを要望したいと思ひます。

ところでもう一点、今度は所得減税についてお尋ねをいたします。四十七年度に所得減税をしなければならぬ理由について大蔵大臣は、要するに四十六年度補正のときに繰り上げてやったんだから四十七年度は平年度ベースでいけば二千五百何十億円の減税になっているんだ、こういう御答弁にずっと終始されているわけですが、ところが私たちがしてみれば、それは四十六年度に行なわれた減税であつて、四十七年度は実質減税はゼロだといわれれば考えております。しかしそれはそれといたしまして、その議論をやつてもこれは平行線をたどりますので、その議論はききようはいたしません。ただ、大臣のお考えを伺いたいのですけれども、税調の答申で、基本的な考え方としてこの間の減税の平年度化だけでは必ずしも十分とはいえない、こういう基本的な考え方が税調の中にうたわれております。この考え方については、大臣は賛成をいただけるのでしようか。それともこれは否定されるのでしようか。

○水田国務大臣 それは賛成いたします。それから、いま四十七年度減税はやっていないという議論は平行線になるからというお話をしたが、これはよその委員会ならそれでもよろしゅうございしますが、この大蔵委員会では話が違つて、去年の十月二十九日のこの委員会では、いま出すこの税制は四十七年度分の繰り上げか、その繰り上

げであるとするなら、四十七年度はあらためて所得減税案を提出しないんですね、それを明確にここでしておきなさいという堀委員の念押しがございまして、しかも堀委員の速記録を見ますと、それをちゃんと速記に残せようということまで言っておるので、りっぱに残つておるので、この大蔵委員会だけは、あれは四十七年度の分を繰り上げさせてやっただけだということくらいは、これは証人に立つてもらわれないと困る。(堀委員 逆だよ、その利用のしかたは……と呼ぶ)

○二見委員 いま非常に逆な利用をされて、都合のいいところだけ利用をされたのでは困るわけなんです、そういう基本的な考え方には賛成されるということですから……。

その次、答申では「年内減税後の所得税負担の推移につき所得、物価水準等の動向にも注視しつつ慎重に配慮するものとし、できるだけ早い機会に負担の軽減を行なうべきもの」と考へる。とあります。この点については大臣はどういうふうな認識をされているのか、この点はいかがでしようか。

○水田国務大臣 所得税と住民税、これはほとんど毎年減税をやつておりますが、国民所得の水準が上れば上がるに従つて、累進構造を持った所得税の負担は重くなるわけでございますから、所得税だけは常に調整をしていく必要があるというふうに考えますので、今後も問題は同様に考えていきます。

をお固めになつてゐるのか、その点はいかがでしようか。

○水田国務大臣 その答申は、あなたの言われるようにも読めるかもしれませんが、私は昭和四十八年度というふうに読んでおります。

○二見委員 四十七年度内の年内減税は行なう意思はないということでしょうか。

○水田国務大臣 大体そのつもりでございます。

○二見委員 先ほど、これはことしの景気見通しというものが、いまここで議論しても先のことです。政府の見通しでは四十七年度の後半から上向くだろうという見通しです。しかし、それは見通しでありまして、どうなるかわかりません。四十七年度の後半においても景気が浮揚しなかつた場合、その場合には景気が浮揚するんだからということ、減税するということは全然お考えになりませんか、その点はいかがでしょうか。

○水田国務大臣 私は、今年度は少なくとも補正予算をしないで済む、そこに追い込まれなくて済むというつもりで、初年度の予算で財投におきまして、この公債発行額におきまして、思い切つた措置をとつたわけでございますので、追い込まれる心配は私はない、そう思つております。

○二見委員 それではもう一つ別の点からお尋ねいたしますけれども、去年の七月に出された長期税制のあり方についての答申の中で、課税最低限については、少なくともある程度貯蓄のためにゆとりのある合理的な水準を確保していくことが必要であると考えている。この点について、この方針に基づいた課税最低限の引き上げというものを、この答申とおりの引き上げをおやりになりますか、その点はいかがでしょうか。

○水田国務大臣 八年度以降はそうでございます。課税最低限の引き上げというを行なうつもりでございます。

○二見委員 それからもう一つ、長期答申ではいゆる二分二乗について、税率、諸控除等制度の

各般にわたつて多くの影響を与えることに留意し、早急にその結論を得よう努めることが望ましい。このういつておられますけれども、これについては大蔵省としてはいつまでも結論を出ししないのか、これはいかがでしょうか。

○水田国務大臣 これは来年度の税制改正のときまでには結論を出すつもりでございます。

○二見委員 時間がいまありませんので、この次は公債のことについてやはり基本的にお尋ねします。

先ほど広瀬委員のほうから、公共事業費のワクをどんどん広げていくのじゃないかという御質問がありましたけれども、公共事業というもののついでに定義、こまごまが公共事業なんだ、国債に依存してもいい公共事業というものはこまごまなんだという明確な基準というものをい出していただきたまは、そのつどそのつどワクを広げられたものでは、これも公共事業だ、これも公共事業だといつて広げられたんでは非常に困りますので、こまごまが公共事業で、これを越えた場合には公共事業ではない、この明確な基準をまず明らかにしていただきたまふと思ふのです。

○水田国務大臣 公債発行の対象となし得る事業費は、建設的、投資的な経費という考え方に立つて大体決定するということにしておりまして、この方針は、一番最初に公債を発行するときにすでに大蔵大臣からの答申がございましたが、この解釈でずっと私も思つておりました。しかし、最終解釈は国会でございまして、私は、この範囲まではいいがこの範囲はもう対象とすべきじゃないかというところは、国会で定めるべき問題でございまして、予算委員会できめていただけないのじゃないかと思つております。

○二見委員 国会できめるといふことは非常に形式論理だと思ふのです。現在の国会の構成を見ても自民党は二百九十九です。国会できめるといふことは、これは非常に公式論理じゃないか。大蔵省のほうで予算総則に、公共事業の範囲は次のとおりとする、こう一覽表を書いて、これが公共事

業だ、こう出してきて、予算委員会で採決されて、本会議で採決されれば、それが公債発行対象の公共事業になってしまうのです。むしろこころ大蔵省としては、こまごまが公共事業だといふ大蔵省としてのきちんとした態度だと思ふのです。範囲を明らかにしていただきたまふと思ふのです。そうしませんが、そのときのいろいろな政治情勢によつてワクがなしくずしく広げられていったのでは困る。その点をまず明らかにしていただきたまふことが一つです。

それから、先ほど防衛庁の施設も公共事業の対象になるかどうかという話がありましたけれども、たとえば防衛庁関係の施設は公債を発行する公共事業の中に入るのかどうか、それからたとえば自衛隊の基地をつくるような場合には、その自衛隊の基地も公共事業の範囲に入るのかどうか、この点についてひとつはつきりと御見解を承りたいと思ふます。

○水田国務大臣 やはり一つの財産ができて、それが国民に有益に働いておるものであるならば、一般の建設的なもの、投資的なものと区別する必要はないように思われますが、防衛関係につきましてはひとり日本だけでなく、各国ともに防衛費というものは大体消費的な行政費であるというふうな考えから、これを建設公債の対象にできる財産というふうには扱わないのが一般の通例でございまして、したがつて、防衛関係のいろいろな施設、そういうものを対象としては不適当であるといふふうに考えております。

○二見委員 ところで、四十七年度では一兆九千五百億圓という非常に大型の公債を発行されたわけですが、この公債というものは、四十七年度だけで、単年度だけで考えたのでは少し本質に迫らないのじゃないかと考えます。四十七年度にこれだけ大型の公債を発行して、公共事業のワクを広げた。これは当然四十八年度あるいは四十九年度にまで影響を及ぼしてくるものだと思いますけれども、四十八年度もこの調子でいくと、かなり大型の公債を発行せざるを得ないのじゃないか、こう

考えますが、大蔵大臣、その点についての考え方はいかがですか。

○水田国務大臣 いまのところ具体的に申し上げられませんが、しかし、公債の依存度というものは、私は財政事情にやはりよるべきものであると思ふますので、この不況が克服されて、安定成長の軌道に戻つてきますれば、思い切つて依存度を切つていく措置をとるべきであると思ふますので、したがつて建設公債であるという理由で長く高い依存度の公債を発行することは避けたいと思ふます。

○二見委員 それはわかるのですけれども、たとえばことしは実質成長率は七・二%ですね。いままでみだりに一・一%、一・二%というふうな大幅な成長率にはならぬ。それも、これからの日本経済のあり方としては、高度の経済成長は望ましくないといふことになつてゐる。景気が回復したといつても四十八年度の自然増収の伸びというものは、税収の伸び一つを見ても、不況から脱却したままのパターンとは違ふと思ふます。そうすると、私は、やはり四十八年度もかなり大型になるのではないかなという予想をするわけですから、具体的ことはまだおしやれないだらうと思ふます。しかし、大臣としては四十七年度の一兆九千五百億圓という公債額よりも、四十八年度は若干でもいかに減らしたいとお考えになつておるのか、同じ水準でいかに減らしたいとお考えられているのか、その点はいかがでしょうか。

○水田国務大臣 率で言いますと、根拠がなくなつておるものに対して同じような率を考へるというところになつたら、これはたいへんなことではないと思ふますので、こまごまたいへんな公共事業費の伸び率というふうなものは、これは非常な不況に対する特別の措置でございまして、平常の場合、これだけ大きくなつた公共事業費に対してこの伸び率を来年も適用するといふようなことは必要のないことであると思つております。しかし、経済は大きくなりますし、したがつて伸び率はことしのよりなことでもなくとも、金額の絶対額は当然大き

くなつていくものだと思いますが、伸び率を減らすということは好況のときには当然やっていたと思いますので、そうすればそれだけ公債を縮減できる余地というものは十分出てくると思います。

○二見委員 率からいけば減るかもしれないけれども、絶対額でいけば四十七年度並み、あるいはそれ以上いくともあり得る、こういうふうに理解してよろしいですか。

○水田国務大臣 それはまだ来年度の財政がわかりませんから何とも言えませんが、そういうことでございます。

○二見委員 ところで、先ほど依存度をやはり下げていかなければならぬという話がございましたけれども、公債政策について基本的に、たとえばできるだけ依存度を減らしていつて火種だけを取って置いて、不況のときに今回のように大型の国債を発行して景気浮揚をはかつていくという、そうした基本的な考え方で今後とも公債政策を進めていかれるのか、それともむしろこれからは公債というものを重要な財源の一つとして考えて、それを積極的に活用し、運用していくという方向でこれからの公債政策はお考えになつていくのか、その点はいかがでしょうか。

○水田国務大臣 一番最初松本さんの質問にお答えしましたように、公債政策は、単に好況不況に對するフィスカルポリシーの一つとして考えるという以外に、今度は財政政策の転換で、民間設備投資主導型の経済から福祉優先経済に移っていくという事になりますと、そこで公債が一つの役割を果たす別の機能が出てくると思ひますので、単に景気不景気の調節としてではなくて、政策切りかえのために公債が活用される面が出てきますので、そこで好況になつたからといって全部公債は出さなくても済むという事には今後またならないので、一定の公債はずっとそういう政策的な意味で民間資金を政府が押えて、設備投資へ向いていくことをある程度チェックする一つの手段としてこれが利用される、税と公債がそういう点に利用されていくという面もこれからあらうかと思ひます。

○二見委員 公債依存度ですけれども、たしか大體五割のめどでいままでやってまいりましたけれども、この五割というものは、これから依存度をもっと高めてもいい、こういうふうにお考えになりますか。それともやはり五割が妥当な線だといふふうにお考えになりますか。

○水田国務大臣 私は、その五割は経済成長長期のときに審議会が答申した意見でございまして、事態が變つてきましたから、これはもう一べん検討してもらいたいと思つております。あのときは、確かに依存度はできるだけ低いほうがいいので五割前後ということを考えたんですが、いま私が言いましたようなことから見ますと、これはもう少し多くてもいいんじゃないかということも出てこないとも限りませんので、ここからはもう一べん再検討したいと思つております。

○二見委員 公債については、建設公債だから野放しで発行してもいいんだということとはちよつと賛成しかねますし、依存度についても五割が適当なのか、あるいはそれより下げるべきか上げるべきか、いろいろな議論があると思ひます。この点については時間の関係もありますので、別の機会に譲つて、また大蔵大臣の御意見もいろいろ承りたい、こう思ひます。

最後に、先ほどの財政所信表明の中で今後の財政金融政策の方向として、まず「第一に、住宅をはじめ、上下水道、公園、緑地等の生活環境施設を中心とした社会資本の整備を積極的に進めていく」、こういう所信表明がございました。日本の国が福祉国家となつていく、福祉国家へこれから発展していかなければならないのは、もう自明の理でございまして。私は福祉の内容は、福祉の柱というものは、一つは社会保障の充実だろつと思ひます。もう一つは、生活に關連した社会資本を整備充実していくことだろつと思ひます。もう一点は、物価の安定だろつと思ひます。ところが日本の経済をいままでと違つた方向に軌道修正いたしますと、当然四十八年度以降、わが国の財政

というのには硬直状態がこれまで以上に激しくなるんではないか、これは予想されるわけですが。その場合、まず一点伺いたいことは、四十八年度以降、財政が硬直したからといって福祉政策、生活に關連した社会資本の充実、こうした面の予算を抑制はしない、こういうことを私は大臣にはつきり宣言していただきたいと思ひます。ことは予算がきびしいから老齢福祉年金の引き上げは見送るとか、生活保護費の引き上げはやらないとか、下水道整備計画は減らすとか、住宅建設は差し控えるとか、そういうことになりまして、これは福祉型からは逆行いたしますので、そうしたことはしないといふことを、まず大臣に私は要請したいわけですから、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 福祉政策というものはあと戻りできないといふものでございまして、一べん踏み切つたものは普通の財政事情でこれをやめた、あるいは変更したりすることができないのが通例でございまして。したがつて、踏み切るときが非常にむずかしいのでありますが、踏み切つた以上は、あと戻りはしないといふことでなければならぬと思ひます。

○二見委員 そうした場合に、やはり財源の問題がこれはどうしてもついて回ります。公債に依存するの、あるいは税でやる場合にはどうするか、私たちがこれから大幅な所得減税を政府には要求してまいりますけれども、そうした場合の財源対策というよりなことは、政府はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、何か新税構想があらうのかどうか、その新税構想、こういうようなものがあるなら、きょうはひとつ明らかにしていただきたい。それに対しての論議は、私は時間が来ましたのでやみませんけれども、たとえば去年ちよつと出かかつて引込んだギャンブル税だとか、それから非常に批判の強い付加価値税であるとか、そういうことを大蔵大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、きょうは最後にお考えだけを聞きたいと思ひます。それについての議論はまた別の機会にいたします。

○水田国務大臣 いずれ私どもの考えを述べて、御審議を願わなければならぬと思つておりますが、今年度は、税の負担につきましても、これから御審議を願うものに限つておりますので、この範圍の御審議を願うことにいたしました。同時に、私どもはおつしやられたような、これからの問題に對するいろいろな配慮もしておりますので、これはゆつくりひとつまた御批判を願うことにいたします。

○齋藤委員長 竹本一君。

○竹本委員 私は最初に、大蔵委員会における審議のあり方というものについて要望を申し上げ、また大臣のお考えも承つておきたいと思ひます。

一つは、本委員会には、第六十八国会におきましては、先ほどの所信表明において御説明がございましたが、「大蔵省關係の法律案は、租税、關税に關するもの八件、特別會計の統合等に關するもの三件を含め、合計十六件」であるという御説明がございました。最後に、何とぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。ということで大蔵は結ばれたわけでありまして。この大臣の所信表明は、一番最初には、「最近における内外経済情勢の大きな変化にかんがみ」ということがうたい出されてある。

そこで、私が従来の大蔵委員会におけるわれわれの審議の経過というものを考え、特にその成果というものを考えた場合に、どうも私は一つ疑問がある。「何とぞ御審議のほどを」というのでございましてけれども、これはただ野党議員は特にしゃべりたいだけしゃべつておけといふ意味なのか、あるいは審議の経過において、建設的、具体的なものについては十分これを取り入れて、場合によつては法案十六件のものについて修正をするとか、いろいろの手直しを考へるお気持ちをお持ちであるのか。一体審議というものは、いままでの経過を見ると、ただ大蔵委員会を通さなければならぬから、極端に言え、てんぷらなべにつけてあげるようなものだ、それだけですつといつてしまふ。われわれはいろいろ建設的に、きわめて

まじめに具体的に議論をしてみても、それが一年おくれるか、あるいは二、三国会おくれるかして確かには芽を出してくることはあります。しかしながら、大臣がここに述べておられるように、今回、七二年の経済界というものはたいへん大きな変化に直面しておる、そしてわれわれは福祉社会の建設を進めると同時に、国際経済との調和をはかり、均衡のとれた成長を期するということがなされます、いまわれわれの置かれておる情勢がきびしいものであり、変化が大きな激しいものであればあるだけに、同じ建設的な角度に立つて議論をするにしても、いろいろな意見の相違があるだらうと思うのです。あつてしかるべきだと思ふのです。そうすると、野党がいろいろ議論をする、しかも建設的に議論をする、あるいは積極的に提案をする、そういう場合には、この審議の経過の中において、直ちにそれが成果があるように具体的にこれを取り上げて、法案の修正その他には議論に應じられるという大蔵省、大蔵大臣の心がまえがなければ、ただわれわれはここに集まつて声を出すべきことをしているだけになつてしまふ。こういうような審議のあり方はほくはきわめて遺憾である。

今回は、これから出てくる十六法案については、われわれももちろんまじめに建設的に審議をしなければならぬ、国民に対する責任上そう思いますが、その審議の過程において、われわれがより建設的な考えで提案するものについて、これを十分に検討し、あるいは積極的に取り入れるのか、ただつけてあげるだけのことで、大蔵委員会はそこを通過するためにやむを得ず経過するのだといったようなことであるのか。どうも従来の考え方から見ると、経過から見ると、審議の経過はあるけれども、われわれから言へば審議の成果はあまりない。そういうやり方では全く大蔵委員会の審議が冒瀆されておると思えますが、これから十六法案を出されるにあつて、大臣は、野党の持つ建設的な意見について、一体どの程度これ

を取り入れ、具体的に成果あらしめるように努力を願ふか、その点についての基本的な姿勢についてお伺いをいたします。

○水田国務大臣 私はそのが、先ほどからおられておりますが、国会の審議だと思つておられます。私も決して思ひ上がつておるわけではございませぬ、政府案は責任を持つてつくりまが、その案の審議は国会でございまして、国会がさらにいい意見を出されて修正するといふような問題がございまして、これはもう国会の権限で修正していただくのが当然でございまして、その点はむしろそういう運営をしていただきたいとすら思つておるわけでございます。

○竹本委員 たいへん前向きに御答弁をいただきまして、ぜひそういう形で、そういう姿、姿勢において今後の審議をとともに進めていくことができれば、要望をいたしておきたいと思ひます。

そこで私は、あまり時間ありませんが、円の切り上げの問題について、少し時間をさいて伺つてみたいと思ひますが、御承知のように、昨年十二月十九日の円の切り上げ、大臣も非常に御努力をされて、そして一六・八八%でございますか、円が切り上げになった。あれから一月半たちました。そこで、その問題に直接当事者として当たられました水田大蔵大臣は、この円の切り上げについて、現時点においてどういふ感想を持っておられるか、その辺をひとつ伺つてみたい。

○水田国務大臣 私は、まだ感想を自信を持って申し上げられない段階でございます。と申しますのは、この通貨調整の効果は、やはり少なくとも一年、二年という期間を経なければ効果はつきりとはあらわれないものであるといふことは、各国間一致した意見でございます。したがつて、この通貨調整が妥当なものであつたかどうかといふことがはつきりと姿に見えるのは、もう少し先でないといふかと思ひます。したがつて、この通貨調整が日本の経済にどういふ影響を与えたかといふような問題についても、同じようなこと

が言えるのじゃないかと思ひますが、しかし、いま私どもが比較的安心しておりますことは、日本経済の適応力というやうなものが非常に強くて、新しいレートに対して順応する動きが非常に顕著に見られておるということ、この切り上げが混乱なくいま行なわれておるということは事実であらうと思ひます。そうして一時、先行き不安で輸出の成約がとまつておたり、いろいろな不安がございまして、その不安がまた不況を回復させない大きな心理的な原因となつておつたやうでございますが、通貨調整が済んだあとで、むしろこの不安がとれて、輸出成約のごときも、あれから一月半たちますが、この一月中の結果を見ましても、そう心配したやうなことではなくて、依然として伸びておるというやうな、輸入も同時に伸び出してきたことは、経済にとつてこれは悪いほうへこの調整が作用してはなかつたのじゃないか、非常にいいほうに作用しているといふふうに思ひますので、この点は安心しておりますが、しかし、問題はこれからでございます。これから政策よろしきを得ないといふと、また国際摩擦を起す問題も考えられますし、いろいろなことがございまして、今後の政策を十分気をつけなければならぬと思ひますが、通貨調整が行なわれて一カ月以内の経済の足取りといふことから見ますといふと、私はわりあい心配しなくても済む方向へきておるんじゃないかといふやうな気がいたします。

○竹本委員 私は大臣の御感想を承りたい面がはうといふは二つあるわけですが、一つは国内経済に対する影響、一つは国際経済に対するお考えといふわけでありまして、国内経済に対する影響、いま大臣が言われましたように、直ちに切り上げが混乱を呼び起してゐるということもありません。先行き不安が非常にあつたけれども、そんなこともないやうだといふ御答弁でございますが、正確にいへば、円の切り上げの国内経済に与える影響といふものは、大

臣も言われたようにこれから出る問題でございしますから、いま結論を出すのはむしろ早いといふ御答弁のほうはほんとうではないかと思ひます。しかし、国際経済、特にアメリカの問題になりまして、私はその後の一カ月半の経過を見ておりまして、まず第一に、これはまた機会をあらためて論じたいと思ひまして、大臣にも幾多の注文があるわけでありまして、あのとき、十二月十九日、二十日の時点において大臣が非常に御努力になつたことは、私も評価いたしますけれども、一体その前に日本の通貨外交といふものがどういふ形で展開されたか。それが成功であつたか失敗であつたか。国際通貨会議においては、最後には一対九は、アメリカに対して他の九カ国が力を合せて対抗したといふ形ではなくて、日本に對して一対九で列国が共同戦線を張つた、そういう形に迫り込まれたといふことは、日本の通貨外交の大きな失敗であつたと私は思ひますが、その問題はきょうは触れません。

しかし問題は、そのことも関連するわけですが、けれども、それ以後におけるアメリカの経済政策、ニクソンのいろいろ言つてはドルがあれだけ行き詰まり、信用を失つてしまつたことについて、一体どれだけまじめな、具体的な反省があるかといふことについては、われわれは重大なる疑問がなければならぬ。その点について、アメリカがその後国際通貨調整の一つの大きな責任のある国としてとつておる経済政策について、大体満足すべきものと見ておられるのか。あるいはあんな逆にしられるやうな形になる、日本としてもはなはだ迷惑である、アメリカの経済政策はもう少し真剣なものがなければならぬといふ印象を持っておられるのか。そのアメリカに対する大臣の印象と申しますか、感想も承つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 アメリカ経済はあの通貨調整の一つの効果として経済は上向くと思ひます。明らか

かにまた現在上向きつつありますが、アメリカ経済が上向きということは、アメリカの国際収支の赤字が減るということの意味するものではございませんで、アメリカ経済の上昇過程においては、まだアメリカの国際収支の悪化現象というものが続くというように考えられますので、したがって先ほども言いましたように、今度は反対に日本におきましても日本の不況が回復しない間はやはりまだ貿易収支の黒字が続くという状態が続くと思いますが、これは短期的な現象として見なければならぬと思います。これが恒久的な方向であると見ることはできませんので、したがって、短期的には各国経済ともそういういろいろな形があらわれてくるとは思いますが、しかし、これはもう少し先になつてほんとうの全体の調整の姿が有効に出てくるまでは、これはその間に途中でこの通貨調整がどうであつたから変更しなければならぬとか何とかいうことへ発展させてはならぬ問題だと思つておきます。

○竹本委員 私は、アメリカの通貨調整後における経済政策のあり方についても、やはり日本の政府筋からもう少しきびしい批判なり強い要望なりが出てしかるべきではないかという立場で、いま質問をいたしておるわけであります。まあ時間もありませんからこの問題に本格的な議論もできませんが、先般佐藤総理が、御承知のようにテレビ対談において、円の切り上げがまだ不十分であつて、再調整というような問題を発言されたことがあつた。いろいろ新聞でも問題になりました。国会でもいろいろの議論がありました。またアメリカ追随が始まったのか、もう一ぺん円を切り上げて調整をやらせなければ、国際通貨秩序はうまくいかないというようにことへまたつたが、いいくのではないかと不安と怒りといったようなものを感じたわけでございます。幸いにしてこのことはまあ取り消されたような形でございますが、しかし、権威ある本委員会において大蔵大臣はこの問題についてひとつ明確に、そういう

円の再切り上げ問題についていまだどういふふうに考へておられるか、これからどういふふうに対処しようとしておられるのか、この点について大蔵委員会における責任ある言明をいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 総理の発言は非常に疑問を生んだやうでございますが、その真意は、あの通貨調整後相当ドルは還流するだらうというところが一般の見方でございますが、見方に反してドルがほとんど還流しなかつた。欧州にドルが依然としてたまつていふやうなことからドルの相場が落ちるというやうなことが見られましたので、そのことに對してドルがまだ安定してない、こゝろ言つたのが真意であつて、すぐにそれが円の切り上げが足らなかつたといふことへつながつた発言ではなかつたのですが、そういうふうにとられて問題を起したものであるから、官房長官がこれを打ち消したといふことでございます。

先ほどからも答弁いたしましたように、そういう問題から当面いろいろな現象が起るかもしれないが、それはすぐに円の再切り上げにはつながらない。各国も日本のことはばらばらの国際収支の動向はみんな理解しておるところでございまして、私は円の再切り上げなんといふものはないといふふうにむしろ思つておりますので、この心配は一切無用であると考えております。

○竹本委員 いま大臣の答弁の中にありました、百六十億ドルのドルがいまある。三十億ドルか五十億ドルかは別として、通貨調整後においては相当程度のドルの還流があるとわれわれも期待をいたしました。しかしながら事實はそれに反してあまり還流が見られていない。そこで大臣は、この還流するはずであつたドルがなぜ還流しないとお考えになつておるか、また本来還流すべきドルの額は一体どのくらいと読んでおられるか、この二つを伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 これはまたいろいろ微妙でございますので、私から数字を述べることは差し控へたいと思ひますが、まあいろいろの理由で想像し

たような還流がなかつたことは事實でございます。

○竹本委員 ちょっといまのじや答弁になりません。還流しなかつたことの事實があるから私は聞いてはいるわけだから、大臣はそれをどういふふうに解釈し、またこれからの対策を講ぜられるかといふことを伺つておるのですから、もう少し具体的に……

○水田国務大臣 一つは各国の金利の問題と、それからかりに投資するといふことを考えるところから見ましたら、投資物件の選択といふやうな問題もございまして、いろいろなことから、たとえば日本の場合を見ますと、もう少し短資が逃げるだらうと思つておつたのが逃げないといふ事實はございまして、さてそうかといつて、これからまだこれが日本へどんどん流入する形になるかといふこと、それはもう保証できませんが、これからどういふ変化が起るかわかりませんが、いまの短期的な現象でいろいろものを言うことはちよつと差し控へたいと思つております。

○竹本委員 還流しない理由に、日本の国内のほうから申しますと、いま政府が期待しておられるやうな輸出があまり伸びないで輸入のほうはふえる、そういう形で日本の黒字が減るんだという想定といふますが、前提が、決してうまくいかないだらうというやうな見通しがあるかもしれない。またアメリカのサイドで申しますと、先ほど来申し上げておるやうに、アメリカがいまやつておることが単にインフレをやつて金をばらまいて、ニクソンがとにかく景氣を出して十一月の大統領選挙に對峙しよう、それだけで経済政策としてみれば、私はアメリカの経済の再建にどれだけのプラスになるか、あるいはアメリカの経済のほんとうの意味の国際競争力の強化、前進にどれだけの役立ちかといふ点についてはほとんど何もかも期待できない。したがつて、アメリカの経済はきよりの新聞等が書いておるやうに、ドルはまだどんどん下がつていく、そういうアメリカサイドにおける国際通貨の将来に対する大きな不安もある。内外

相呼應してやはりもう一ぺん円の切り上げがあるのではないかと、いろいろなことが心理的に大きく作用して、還流しないのではないかと、いふ見方は大臣は全然とられませんか、どうですか。

○水田国務大臣 私は、いろいろなことがあつても再調整というものはもうこゝ当分ないといふやうに思ひます。(頭の片すみにあるかまんなにあるかと呼ぶ者あり)

○竹本委員 頭のどこにあるかといふ問題は一応やめまして、政府の最近の発表の中には経済の見通し等もいろいろと言われるけれども、保有外貨の年末あるいは年度末における見通しについては最近触れておられないやうであるが、二つだけ伺いたい。昭和四十七年度の終りには田中さんは二百億ドルがどうだとかいふことを言われたやうであるけれども、政府として、大蔵大臣としては外貨はどのくらいになると見ておられるかといふことが一つ。それからもう一つは、それと重大な関係がありますが、一月の貿易収支がどうなつておるか、わかる範囲でひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○水田国務大臣 国際収支の見通しは一応来年三月までの政府の見通しは立てております。基礎収支の黒字は二十七億ドルという一応の見通しは持つておりますが、それによつて外貨がどれだけふえるかといふやうなことについてはまだ私から確かな数字をちよつと申し上げられません。正確なことはちよつと申し上げられません。

○竹本委員 これは、あしたからか予算委員会が開かれますが、日本の経済運営の大きなかぎになる国際収支とともに大事な外貨の見通しがほとんど持てないといふことではないかという形では、たして予算審議ができるかどうかはこれは重大な問題でありますから、もちろんこれははなかなかならずかしい問題でありますから一がいに簡単には言えませんが、しかしそれなりに一つの見通しがないければ、日本の経済運営はできないのではないかと、いふふうに思ひますから、これは要望でもいいが、ひとつ本格的に取り組んでいただいて見通し

をつけていただきたいというふうに希望を申し上げておきます。

それからもう時間ですから、最後にもう一つだけ伺っておきますが、いままでは日本経済運営の一つの基本的な目標は外貨の獲得であった。それがために輸出も奨励するし何もやるということである意味から申しますと、政府の経済政策の運営の基本的な目標というものはドルをかせぐことである、外貨をかせぐことであるというふうにわれわれも理解しておつたし、おそらく国民もそういう形で努力してきたと思うのです。ところが最近になりますと、むしろ外貨があるのがありがた迷惑だ、これがあるからまた円の再切り上げを要請されるというふうなことで、保有外貨百六十億ドルと聞けば、さて困つた。ちょうど米が過ぎ過ぎて困つたと同じように、外貨がたまり過ぎて困つたというふうな当惑の色が政府にもうかがえるように思われるが、一体、大蔵大臣は、いままでの、外貨獲得第一主義とは申しませんが、われわれの経済運営の大きな目標であった外貨獲得というものをどう反省し評価しておられるか。

それから、いま外貨が百六十億ドルある。やがてあるいは二百億ドルになる。これはありがた迷惑というふうに解釈すべきものであるかあるいはこれを活用して福祉国家建設、先ほど御議論あつたように、そういう方向に持つていくのだというはつきりした建設的な見通しなり対処の方法を持つておられるのか。一体、外貨はありがた迷惑なのかどうであるかということについての大蔵大臣のひとはつきりした御意見を伺つて終わりたいと思ひます。

○水田国務大臣 ありがた迷惑とは全然思つておりません。問題は、いままでは国際収支が悪かつた。そうして準備資産を十分持たなかつたということから、国内均衡という経済政策の実施において非常に困難があつたということから、外貨の蓄積が必要であるという一定の目標を持つた政策を立てておつたことは事実でございますが、しか

しそれも対内均衡、対外均衡を得たいという目標からでございますので、それがいまのように外貨をたくさん持つということになりますと、外貨をあくまでためるといふ政策じゃなくて、本来の対内均衡、対外均衡にこれがどういふ影響を与えるかということでございますが、外貨がこれ以上とんとん蓄積するということは、対外均衡政策においてまだ欠陥があるというものを物語つておるものでございますから、したがつて、そういう政策を是正しなければならぬということに問題があるので、たまつたものについてこれがあるが迷惑にしてはいるわけじゃございません。

○竹本委員 終わります。

○斎藤委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 水田大蔵大臣は財政演説の中で、今後の財政金融政策の基本を、内にあつてはわが国の充実した経済力を活用して福祉社会の建設をはかる。福祉社会の実現を強調されたわけでございますけれども、今年度の社会保障関連費は、前年に比べてどの程度の増額になっておりますか、まずお伺いをいたします。

○水田国務大臣 昨年度の当初予算に比べて二・一％の増というところでございます。

○小林(政)委員 額についてもこれは私の調査した数字でも二千九百七十三億九千九百九十九万四千七百七十三円と、私は、大蔵大臣がこの社会保障関係というもののについて、ことしは特に力を入れて強調されていらした。そういう点から、予算編成という立場から数字を見てみますと、四十六年度と全く構成比を同じくする一四・三％にすぎない。こういうことではこれはちよつと納得がでないわけでございます。

次に、これとの関連で、数字を二、三お伺ひいたしたいと思ひますけれども、国民生活に大きな影響を与えます国鉄料金の値上げによる収入増の見積もりというものはどのくらいになるのか、数字をあけて御説明願ひたいと思ひます。さらに国立大学の授業料の値上げによる増収分あるいはまた健康保険料の引き上げによる増収分、これはど

のくらいに収入見積もりをされておられるのか、数字をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○水田国務大臣 社会保障費の構成化の問題でございますが、構成比は、これはたとえばかりにことし沖種の経費が入つてくるとかあるいはこういふ大きな国債を発行したときでございまして、それから、国債費が前年度に比べて非常に大きくなつておるといふようなことから、比率についてはいろいろ変化がございしますので、もしそういう今年度特別に加わつた要素というものを省いて、去年とベースを同じにして計算すると、構成比は決して落ちておりません。去年より上がつております。

それから、福祉予算でいろいろ言われておりますが、今年度の公共事業費、あれだけ大きい公共事業費を計上して、そのうちでも特に生活環境に關連したもののだけは、たとえば下水道にしましても公園にしましてもあるいは環境衛生施設にしましても、みんな平均五〇％の増で、多いのはもう九十何％の増というくらいあることを思い切つて公共事業のうちでもふやしておつても、二千何億円のその部分がふえたということでございますから、それから見ますと、この年金などでは、一年に平年度化して六百億円今年度ふえておりますし、それからたとえば老人対策においては千億億円以上の平年度化予算ですから、そういうものを入れますと、あの公共事業のうちの特に関連した部分の費用に匹敵する大きい予算というものが、この社会保障費の予算に計上されているということをお考えましたら、私は福祉予算としては、ことしは思い切つた予算で、むしろ画期的だということがいえると思ひます。

その次は鉄道の収入ですけれども、千七百億円くらいが大体今後の増収分になります。大学の授業料は三十九億九千九百九十九万四千七百七十三円と、これは約九百億円でございます。

○小林(政)委員 私の与えられた時間、きわめて短いものですから、いま大臣から總体的にもわたるような答弁ございましたけれども、質問について簡潔にお答えいただきたいというふうに思ひま

す。

いま私が伺ひいたしたこの三つ、大学授業料、あるいはまた国鉄料金、そしてまた健康保険料の引き上げ、この三つだけを、いま答へられた数字をあげても、これだけでも二千七百七十五億円です。そしてさらに二月一日から実施された郵便料金の引き上げとか、あるいはまた三月一日に実施を予定されております電報料金の引き上げによる増収分五十五億円、こういったようなものを加えますと、公共料金によって国民の負担がふえるものが三千六百三十一億円、いま私が申し上げた具体的な数だけで三千六百三十一億円になります。社会保障関係費の増額が二千九百七十三億円、これに比べて公共料金の引き上げによる国民負担額の増額分、すでにもうそれは吹っ飛んでしまつてゐる。こういう結果が数字の上からみてもはつきりと出てきてゐるわけでございますし、いま大臣からいろいろ言われましたけれども、私は、これで社会福祉を重点に置いた予算編成ということが国民に向かつて胸を張つて言えるのかどうなのか、この点を明確にしたいと思ひます。

○水田国務大臣 これは受給者のいろいろな種類によりまして、受益者の中にはたくさんございまして、社会保障の給付を受ける人と、そうじゃなくて自分が受益をする人の負担というものを二つ比べて差し引くなどという計算はあまりいい計算ではないと思ひます。

○小林(政)委員 社会福祉を重点に置くという中で、実際に幾つかあげただけでも、公共料金の引き上げによつてそれがもうすべて消えて、さらに上回るといふようなことで、私はやはり社会福祉に重点を置いた予算というとはいへないと思ひます。

時間、いよいよなくなりましたので、飛ばして、少し結論を急ぎたいと思ひます。特に私は、この中で政府が目玉商品として宣伝しております老人対策、とりわけ老齢福祉年金について伺ひたいと思ひますけれども、この支給額

についても、従来の二千三百円に対して、これを千円上のせをして三千三百円を支給するというところでございませうけれども、これは本会議等でも問題になっておりますが、一日百円で生活ができるというふうに大臣は考へてゐるのかどうか。老人福祉の基本精神というものは、老後の安らかな生活の保障ということをはつきりと老人福祉法ではうたつております。大臣は老齢者の所得保障について、基本的などのような認識を持て、そして財政措置をとられたのか、この点について明確にお伺いをいたしたいと思います。

○水田国務大臣 これは、これで足りるとかなんとかというのを考へるわけではございませんで、長い間かかつて二千三百円というところまできまつたが、ここで一カ年間に思ひ切つて月一千円を増すということは、いままでのやり方から比べると相当画期的なことではございませうが、それにしてもこれで財源がやはり三百八十億円入り用だということ考へますと、やはり社会保障の問題は財源との関係でいろいろな調和をはからなければなりませんので、まず本年度の程度の踏み切り方をして、今後これを逐次増していくということ、ひとえに財源との調整の問題でございませうと思ひますが、本年度は特に老齢年金に三百八十億円、そのほかの年金合せて六百億円程度を年金の増額に充てたということではございませう。だから、これでたくさんだとかなんとかということとを言つてゐるわけではございませう。

○小林(政)委員 最後に私、老後のいわゆる社会保障について、大臣が基本的な見解を述べられなかつたということはきつめて残念だといふふうに考へます。しかし、時間もありません。特にこの老人福祉年金を千円上げただけでも、三百十九億からの財源が必要だつたということを言われておりますけれども、ほんとうに福祉関係の問題を重視する予算にしていくなれば、防衛費関係の中のものこそC1輸送機一機二十四億九千四百万円、これといったものを十一機も買ひし、またT2ジュット練習機一機十四億一千四百万円、これを二十

機も買ひ。これだけを老人福祉のほうに回したとしても、私は、福祉年金を一・七倍にふやすことができないといふふうに思ひます。さらに、C1輸送機だとかあるいはT2練習機、これらを一機ずつ減らすといふようなことにしても三十九億、この三十九億で大学の授業料は値上げをしないでも済む。ほんとうに大臣が福祉優先のそういう社会をこれから建設していきたいんだという意欲があるならば、第四次防の初年度とまでいわれ、いままで最大の伸び率といわれてゐる自衛隊予算についても、これを減らしてでも福祉に重点を置くべきだつたと私は考へます。従来の考へ方について、若干額を積み上げたりあるいは手直しを若干行なつたといふようなことで、ほんとうに根本的な転換がはかれるものなのかどうか、この点について最後にお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○水田国務大臣 社会保障の制度としては、日本の現行制度は、一応先進国並みの制度の水準に達したといふことがいへようと思ひます。したがつて、これからはおつしやられるとおり、中身の問題でございませう。中身の問題は、国民の負担と関係する問題でございませうので、これからは経済成長と福祉の調和をどういふふうにとつて内容をよくしていくかという問題でございませう。福祉に偏して、経済がだめになつてしまつたら、国民の生活水準は落ちてしまふんですから、やはり国民の生活を保障する経済の安定成長を確保しながら、社会福祉の内容の充実をはかる、この二つの調和をはかる政策をこれからやつていく以外には、この問題は解決しないだらうと思ひます。一応形はできましたので、これからは中身の問題だと思ひます。

○斎藤委員長 この際、昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等で御協議願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、昭和四十六年度の米穀の生産を行ななかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金又は米生産調整協力特別交付金(以下「米生産調整奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十六年分の所得税については、その交付を受けた金額の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額をこえる部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、昭和四十六年度の米穀の生産を行ななかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその交付を受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減

額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その交付した金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十六年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金等については、個人についてはこれを一時所得として取り扱い、法人については圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

○斎藤委員長 本起草案は、昭和四十六年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金または米生産調整協力特別交付金について、税制上、次の負担軽減措置を講ずるものであります。

すなわち、第一に、個人が交付を受ける同補助金または同交付金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用、休耕田の管理費等は、一時所得の必要経費とみなし、第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金または同交付金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしたしました。

なお、本特例措置による国税の減収は約五億円と見込まれます。

以上が本草案の内容であります。

この際、本案は歳入の減少を伴うこととなりますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 標記の法律案につきましては、米の生産調整対策の必要性に顧みまして、あえて反対いたしません。

○齋藤委員長 おはかりいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来たる八日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

昭和四十七年二月十日印刷

昭和四十七年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A